

みんなで築く ふじさき未来プラン

藤崎町第2次総合計画 後期基本計画

令和4年度 ▶ 令和8年度



ふじ丸くん



ジャン坊くん

町長あいさつ



藤崎町は、平成 29 年に「藤崎町第 2 次総合計画（みんなで築くふじさき未来プラン）」を策定し、将来像である“みんなで築く 希望に満ち、活力があふれるまち ふじさき”の実現に向けて、様々な施策を積極的に推進し成果を上げてきたところであります。

今後、大きく変化する社会情勢や環境の変化に対応しながら、著しい人口減少社会への移行、地方分権に対応した“ふじさき”らしいまちづくりの必要性、安全や安心への高まり、地域共生社会を意識したまちづくりの必要性の高まり、地域産業再生の必要性の高まり、情報化社会への対応、SDGs と連動した計画の推進など時代の潮流に合わせた、より効果的な取組が重要となってきました。

この度、藤崎町第 2 次総合計画の基本構想については維持しつつも、基本計画については見直しを図り、戦略的かつ機能的に運用できる新しいまちづくり計画として、計画期間を令和 4 年度から令和 8 年度とする「藤崎町第 2 次総合計画（みんなで築くふじさき未来プラン）後期基本計画」を策定しました。

本計画では、6 つの基本目標を軸にした様々な施策を掲げており、重点的・戦略的に取り組むべき事業については、「重点プロジェクト」と位置づけ、施策ごとに関係する部署が積極的かつ横断的に連携し推進してまいります。

「藤崎町第 2 次総合計画（みんなで築くふじさき未来プラン）」は、町の最上位計画と位置づけられているものであり、その中で「後期基本計画」と「地方創生」「SDGs」を一体的に推進し、町民と行政が協働でまちづくりに取り組み、持続可能なまちづくりを目指してまいりますので、町民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

結びに、この計画策定にあたってご尽力を賜りました審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提案をお寄せくださいました皆様に心より感謝を申し上げます。

令和 4 年 3 月

藤崎町長 平 田 博 幸

目次

第1部 総論	1
第1章 計画策定の概要.....	3
第1節 計画策定の趣旨.....	3
第2節 総合計画の役割.....	4
第3節 計画の構成と期間.....	5
第2章 基本構想概要.....	6
第1節 基本理念.....	6
第2節 将来像.....	6
第3節 施策体系.....	7
第4節 町の将来展望.....	8
第5節 重点プロジェクト.....	9
第3章 計画策定にあたって踏まえるべき新たな視点.....	11
第1節 藤崎町第2次総合計画後期基本計画を構成する要素・背景.....	11
第2節 藤崎町民の思い.....	12
第3節 新たな時代潮流.....	17
第2部 後期基本計画	21
基本目標1 活力と魅力あふれる産業づくり.....	25
1 農業の振興.....	25
2 工業の振興.....	30
3 商業の振興.....	32
4 観光の振興.....	35
5 雇用対策と起業・創業支援の推進.....	38
基本目標2 しあわせあふれる健康・福祉の環境づくり.....	41
1 出会い・結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実.....	41
2 高齢者支援の充実.....	45
3 障がい者支援の充実.....	48
4 地域福祉の充実.....	51
5 社会保障等の充実.....	54
6 健康保健活動・地域医療体制の充実.....	57

基本目標 3 健全な心と体を育む教育・文化の環境づくり.....	60
1 学校教育の充実.....	60
2 青少年の健全育成の推進.....	64
3 生涯学習環境と図書館活動の充実.....	67
4 芸術・文化活動、交流活動の充実.....	70
5 生涯スポーツ活動の充実.....	73
基本目標 4 安全・安心に暮らせる生活環境づくり.....	75
1 消防、防災・減災対策の充実.....	75
2 交通安全・防犯対策の推進.....	78
3 消費者対策の推進.....	81
4 道路・公共交通の整備充実.....	83
5 情報基盤の整備充実.....	87
6 市街地と憩いの空間の整備.....	90
7 住宅対策の充実と移住・定住の促進.....	92
基本目標 5 快適な生活基盤づくり.....	95
1 自然環境の保全と景観形成.....	95
2 水道の整備.....	98
3 下水道の整備.....	100
4 環境衛生対策の充実.....	102
基本目標 6 みんなが主役のまちづくり.....	105
1 男女共同参画・人権尊重意識の推進.....	105
2 住民参画・協働推進体制の進展.....	108
3 地域活動・コミュニティ活動・ボランティア活動等の充実.....	111
4 情報公開と広報広聴の充実.....	113
5 行財政運営の充実と広域行政の推進.....	116
資料編.....	121
策定経過.....	123
藤崎町第2次総合計画後期基本計画（素案）について（諮問）.....	125
藤崎町第2次総合計画後期基本計画（素案）について（答申）.....	126
藤崎町総合計画審議会委員名簿.....	127
藤崎町総合計画策定庁内プロジェクト・チーム委員名簿.....	128

第1部 総論

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の趣旨

当町では、平成29年に、藤崎町第2次総合計画（計画期間：平成29年度～令和8年度）を策定し、将来像である“みんなで築く 希望に満ち、活力があふれるまち ふじさき”の実現に向けた各種施策を積極的に推進し、着実にその成果を上げてきました。

しかし、人口減少・少子高齢化の進行やSDGs推進の必要性、災害の発生等に対する住民の安全・安心に対する意識の高まり、また、新型コロナウイルス感染症といった新たな脅威に対応した生活様式の必要性の高まり、さらには、自治体DX推進の必要性が高まっているなど、当町を取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきています。

また、地方創生、いわゆる地域の活性化が引き続き重要であり、地方分権が進む中、持続可能なまちづくりを目指す必要があります。

町民ニーズについても変化がみられており、こうした町内外の情勢の変化に的確に対応しつつ、住民と行政が一体となり、より豊かな住民生活の実現と情緒豊かな人づくりを目指す必要があります。

藤崎町第2次総合計画における基本構想については現状を維持しつつも、基本計画については見直しを図り、各行政分野の目標や取組内容を再構築しながら、戦略的かつ機能的に運用できる新しいまちづくり計画として位置付けた、計画期間を5年間（令和4年度～令和8年度）とする「藤崎町第2次総合計画（みんなで築く ふじさき未来プラン）後期基本計画」を策定します。

第2節 総合計画の役割

本計画は、当町のまちづくりを進める上での最上位計画と位置づけ、当町が取り組むまちづくりのすべての施策態様を町内外に広く情報発信するとともに、次の役割を持ちます。

■役割1 地域経営の総合指針

本計画は、地方分権時代にふさわしい自立した町の実現に向けて、当町が取り組む様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進し、より一層効果的な行政運営を行う仕組みを備える「地域経営の総合指針」となるものです。

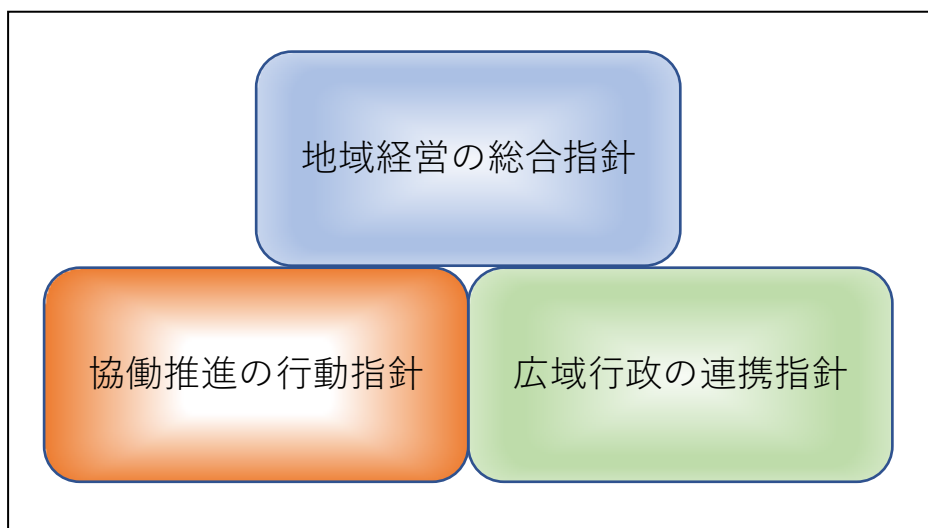
■役割2 協働推進の行動指針

本計画は、住民に当町の行政運営の方向性を示して説明責任を果たし、住民の理解と協力を得て、行政と住民とが連携する「協働推進の行動指針」となるものです。

■役割3 広域行政の連携指針

本計画は、国や青森県、周辺自治体や広域行政組織に対して、当町の主張を提示し、必要な施策を調整・反映させていく「広域行政の連携指針」となるものです。

[総合計画の役割]



第3節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層で構成します。

■基本構想

基本構想は、町の特性や住民の意識と期待、時代変化の方向等を総合的に勘案し、目指す将来像とそれを実現するための基本目標及び基本施策の方針等を示したものです。

基本構想の期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間とします。

■基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、今後、推進すべき主要施策を行政の各分野にわたって体系的に示したものです。

基本計画の期間は、平成29年度から令和3年度までの5年を前期基本計画、令和4年度から令和8年度までの5年を後期基本計画とします。

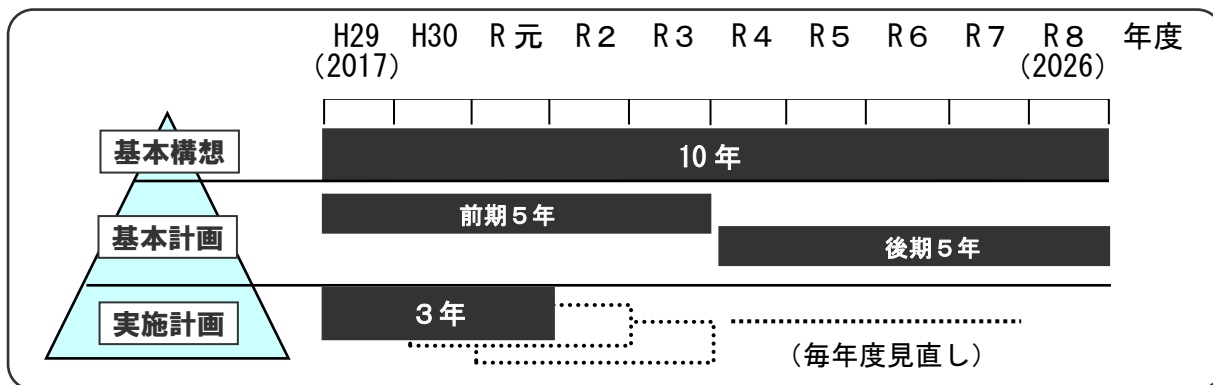
また、基本計画の分野ごとに5年間で目指すべき目標指標を定め、計画の進捗状況や到達点を絶えず点検評価するマネジメントシステム¹の確立を目指します。

■実施計画

実施計画は、基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業を定めたものであり、事業の具体的な内容や財源などを示したもので、別途策定するものとします。

実施計画の期間を3年間とし、毎年度見直す方式により行います。

[藤崎町第2次総合計画の構成と期間]



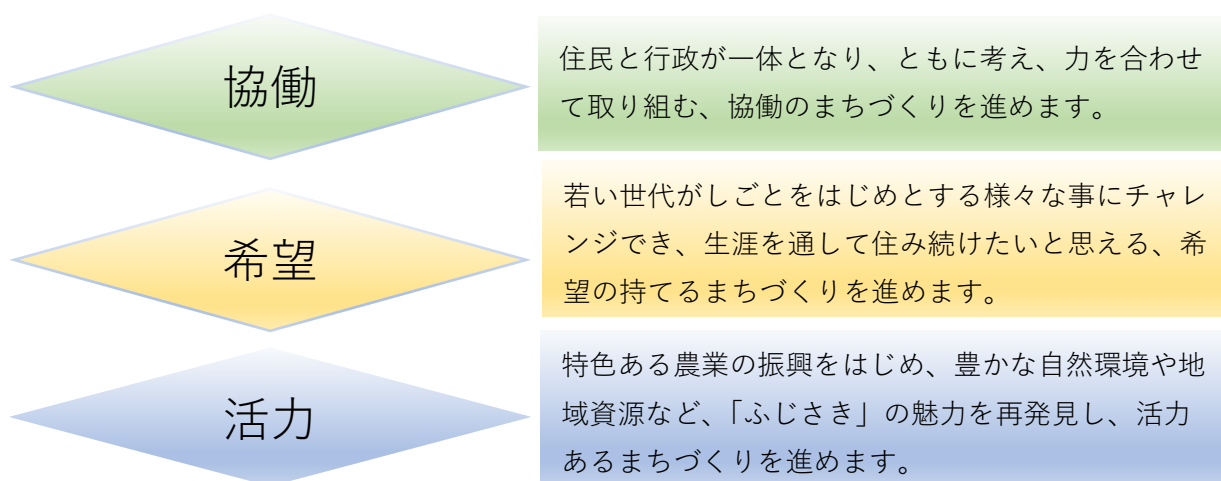
¹ 総合計画を町政運営の基軸におき、定期的に点検・評価を行い改革・改善を図っていく仕組み。

第2章 基本構想概要

第1節 基本理念

第1章 計画策定の概要を踏まえ、今後の新しいまちづくりの基本理念を次のとおり定め、まちづくりのすべての分野における基本的な考え方とします。

[基本理念]



第2節 将来像

将来像は、当町が目指す姿を示すものであり、今後のまちづくりの象徴となるものです。

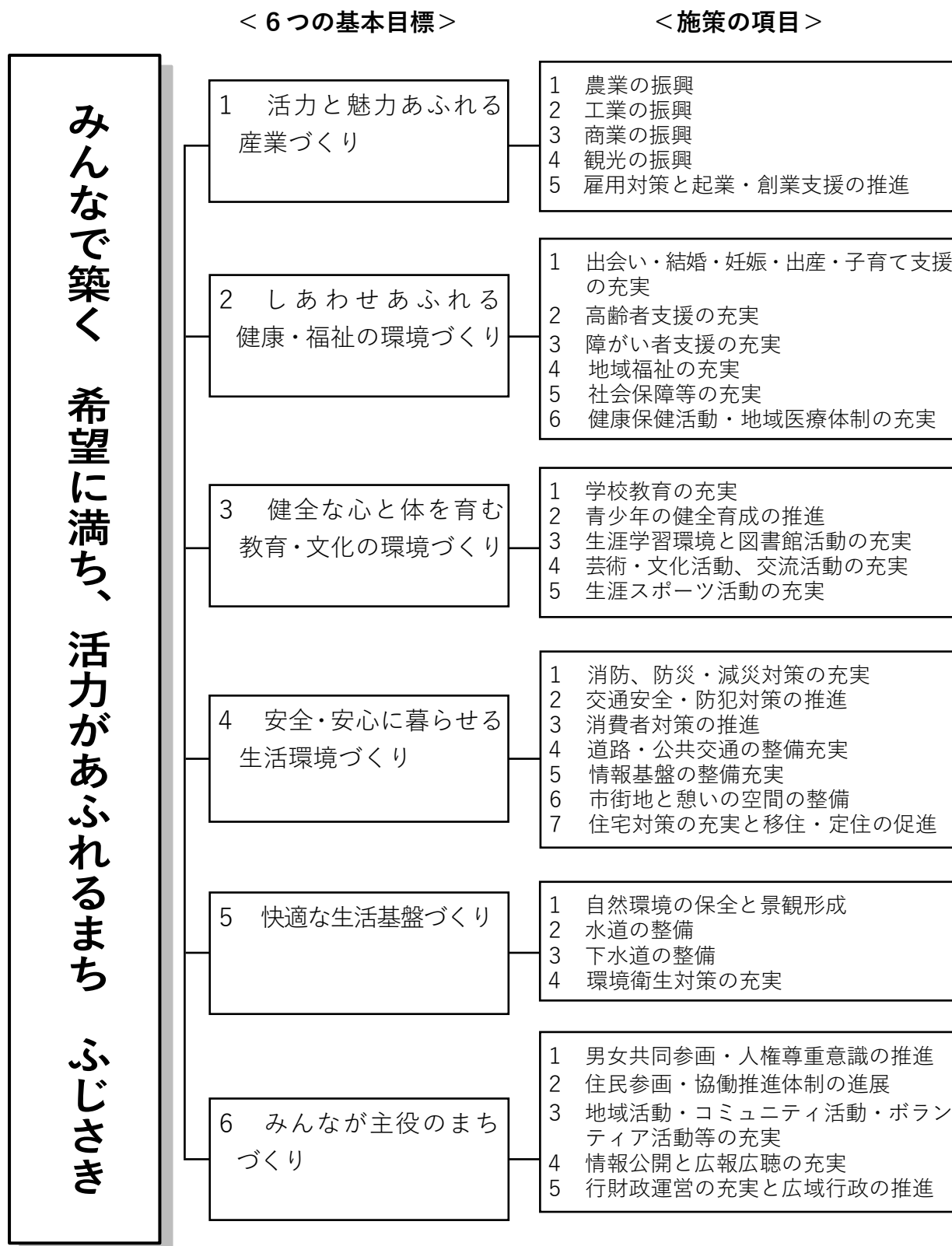
まちづくりの基本理念に則り、誰もが「住んでよかった」と思えるまちづくりを住民一体となって取り組んでいくことを目指して町の将来像を次のとおり定めます。

[将来像]

**みんなで築く 希望に満ち、活力があふれるまち
ふじさき**

第3節 施策体系

本計画の施策体系は次のとおりです。

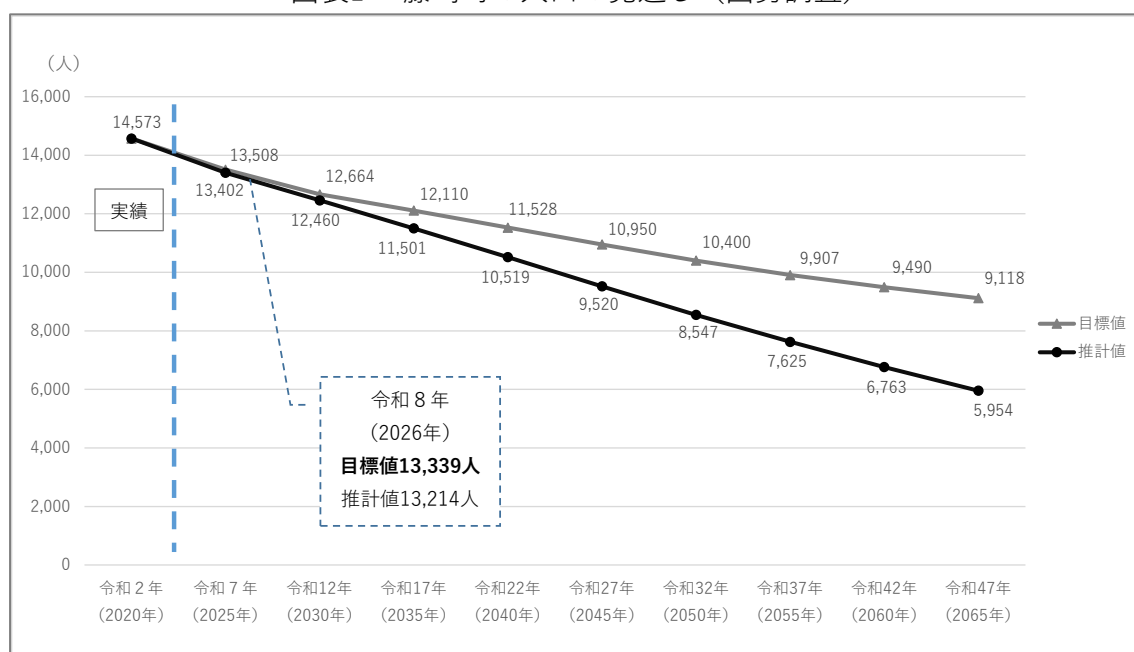


第4節 町の将来展望

当町の人口の見通しについては、基本構想において、「人口ビジョン」による推計値（令和8（2026年）年13,948人）を上回ることを目指す」としていましたが、令和2年に策定した「第2期藤崎町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に基づき、見直しを行い、具体的な目標人口（13,339人）を設定しました（国勢調査ベース）。

なお、このビジョンでは、令和47（2065）年に、9,118人の確保を目指すこととしており、本計画の目標年度である令和8年の人口目標については、その過程の数値を算出したものです。

図表1 藤崎町の人口の見通し（国勢調査）



※第2期藤崎町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンより引用。なお、令和8年の数値は令和7年と令和12年の差を按分して算出。

第5節 重点プロジェクト

将来像の実現のためには、これまでの「施策の展開方向」に基づき、施策ごとの取組を着実に推進していくことが必要ですが、その中から、「地方創生」の視点、「選択と集中」の視点に立ち、新たなまちづくりにおいて、特に重点的・戦略的に取り組む「重点プロジェクト」を定めます。これら「重点プロジェクト」に関する事業については、主要施策の中に主要事業として重点的に盛り込み、積極的に推進していくこととします。

重点プロジェクト

協働のまちづくりプロジェクト

住民間の連帯意識の強化や防災防犯体制の維持などについては、当町においても各地域では様々な問題が発生しており、これらの地域課題を解決するため、地域で支え合うことの重要性が増しています。

課題解決に向けて、若者から高齢者、障がい者等を含めたあらゆる住民の参画による地域コミュニティの活性化、健康づくりや生涯スポーツによる交流、安全・安心な生活環境づくりなど、人のつながりや連帯感を醸成する取組を重点的に推進します。

これにより、住民と行政が一体となった協働のまちづくりが実現します。

重点プロジェクト

希望の持てるまちづくりプロジェクト

町の未来を担う子どもや若者に対しては、支援の充実が将来の町への定住意識にも影響を与えます。子どもたちには、学校教育をはじめ生涯学習など人材育成のための様々な機会が必要であり、若い世代には、出会いから結婚、さらには出産・育児のための支援が必要です。

このため、家庭・学校・地域が連携した教育活動や出会いから子育てまでの切れ目のない支援など、町の未来を創造する人材を育成する取組を重点的に推進します。

これにより、地域に愛着と希望を持てるまちづくりが実現します。

重点プロジェクト

活力あるまちづくりプロジェクト

当町の基幹産業である農業を取り巻く環境は依然として厳しく、大都市圏との経済格差がますます増大しており、就学・就職等による若者の人口流出が続くと地域の活力が低下してしまいます。

若者の地域での就労や農業後継者の育成により地域の活性化を図るため、特産品や観光コンテンツの更なる磨き上げ、地域6次産業化の推進、地域産業の競争力強化など、雇用と所得を確保する取組を重点的に推進します。

これにより、地域経済がうるおう活力あるまちづくりが実現します。

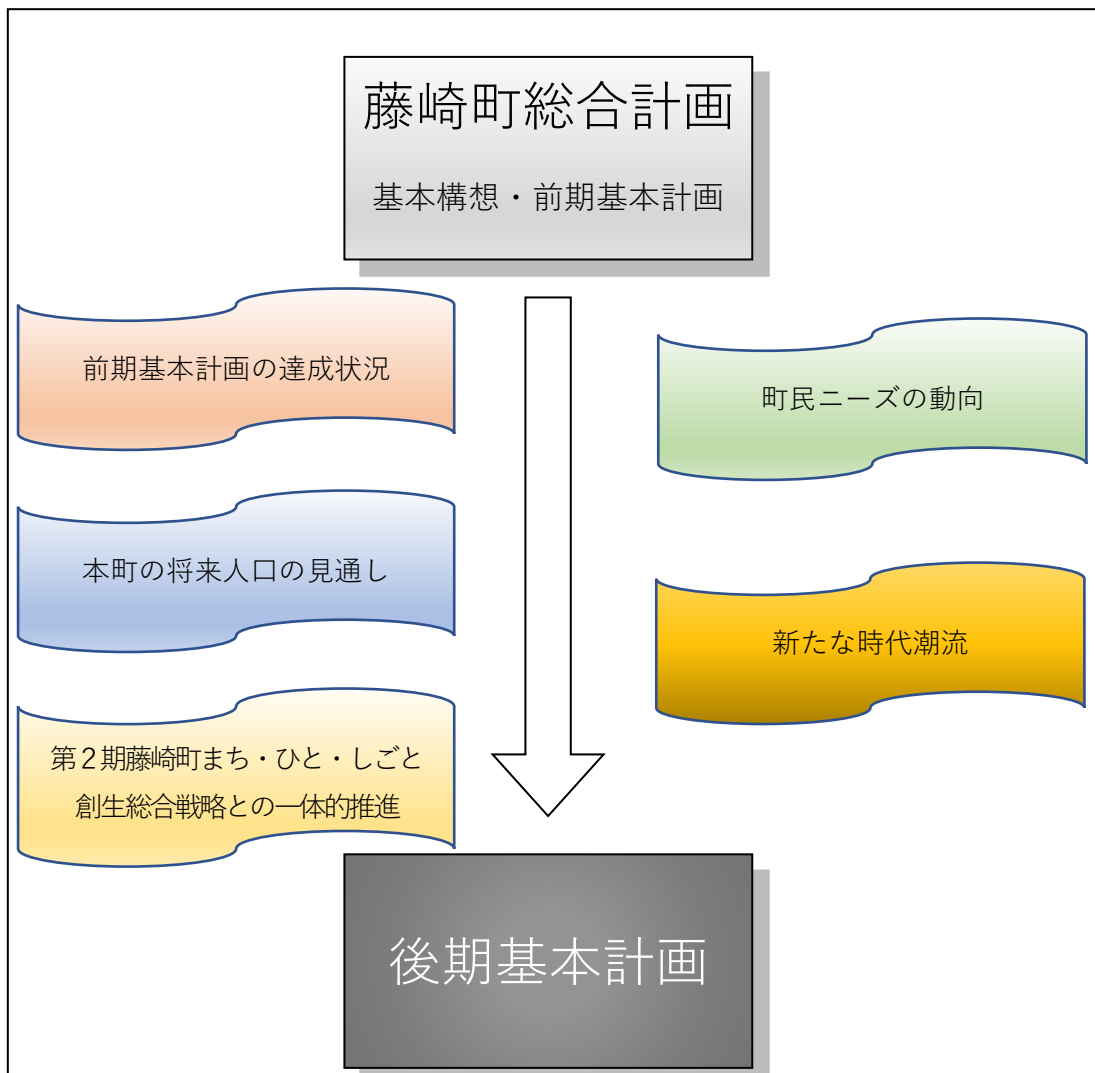
第3章 計画策定にあたって踏まえるべき新たな視点

第1節 藤崎町第2次総合計画後期基本計画を構成する要素・背景

本計画の策定と推進にあたっては、藤崎町総合計画基本構想と、前期基本計画の達成状況を踏まえつつ、直近の町民ニーズの動向や町の将来人口の見通し、時代潮流等を十分に踏まえ、新たな視点を取り入れていく必要があります。

そこで、本計画の策定にあたって踏まえるべき、要素・背景をまとめると、以下のとおりです。

図表2 藤崎町第2次総合計画後期基本計画の要素・背景



第2節 藤崎町民の思い

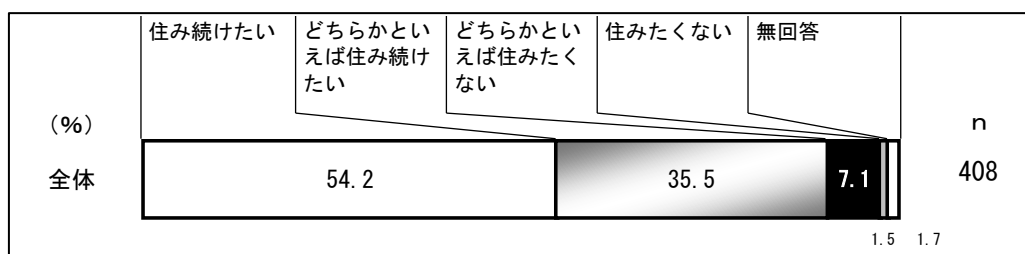
本計画の策定にあたって、住民の意見を幅広く反映させるため、令和3年8月に、18歳以上の住民1,200人を対象としてアンケート調査を実施しました。(回収数408、回収率34.0%)

その中から、まちづくり全体に関わる分析結果を抜粋しました。

(1) 今後の定住意向について

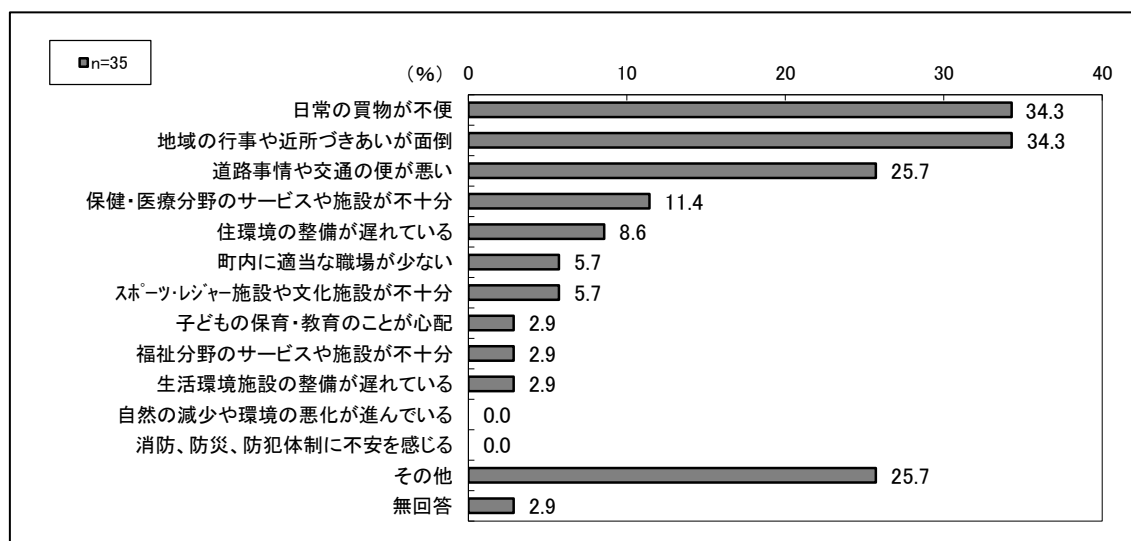
“住み続けたい”という人が89.7%、一方、“住みたくない”という人は8.6%にとどまります。

図表3 今後の定住意向について (全体)



また、“住みたくない”と回答した人(8.6%)にその理由をたずねたところ、「日常の買物が不便」と「地域の行事や近所づきあいが面倒」がともに34.3%で同率第1位、第3位は「道路事情や交通の便が悪い」(25.7%)となっています。

図表4 住みたくない主な理由について (全体/複数回答)



(2) まちの各分野に対する満足度

当町の各分野に対する住民の評価について、項目ごとに加重平均値 [※後述参照] による評価点(満足度：最高点 10 点、中間点 0 点、最低点-10 点)を使って分析を行いました。

その結果、評価点の最も高い項目は「上下水道の状況」(2.46 点)となっており、次いで第 2 位が「消防・救急体制の状況」(2.38 点)、第 3 位が「ごみの収集と処理・リサイクル等の状況」(2.30 点)と続きます。一方、評価点の低い方からみると「除排雪の状況」(-0.97 点)、次いで第 2 位が「公共交通の状況」(-0.91 点)、第 3 位が「商工業振興の状況」(-0.80 点)と続きます。総合すると、評価がプラスの項目が 43 項目、マイナスの項目が 7 項目、中間点が 1 項目となっています。

(3) まちの各分野に対する重要度

当町の各分野に関する住民の重要度について、項目ごとに加重平均値による評価点(重要度：最高点 10 点、中間点 0 点、最低点-10 点)を使って分析を行いました。

その結果、重要度の最も高い項目は、「除排雪の状況」(6.46 点)が第 1 位に挙げられ、次いで第 2 位が「医療体制の状況」(5.51 点)、第 3 位が「子育て支援対策の状況」(5.32 点)となっています。

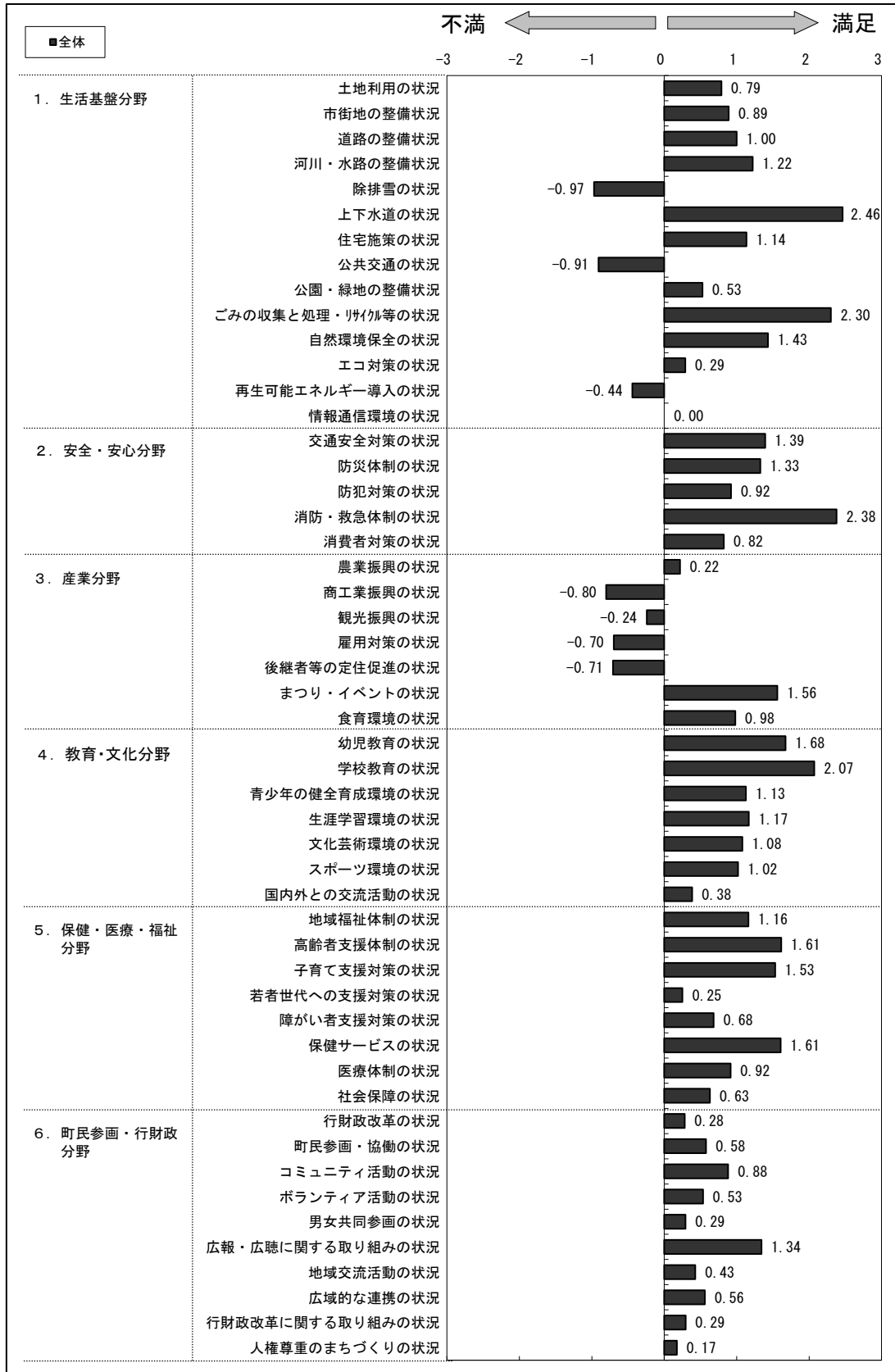
※評価点(加重平均値)の算出方法

5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点を算出する。(重要度についても同様とする。)

$$\text{評価点} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{「満足している」の回答者数} \times 10 \text{ 点} \\ + \text{「どちらかといえ} \\ \text{ば満足している」の回答者数} \times 5 \text{ 点} \\ + \text{「どちらともいえな} \\ \text{い」の回答者数} \times 0 \text{ 点} \\ + \text{「どちらかといえ} \\ \text{ば不満である」の回答者数} \times -5 \text{ 点} \\ + \text{「不満である」の回答者数} \times -10 \text{ 点} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{「満足している」、「どちらか} \\ \text{といえ} \\ \text{ば満足している」、「どちら} \\ \text{ともいえない」、「どちらかとい} \\ \text{え} \\ \text{ば不満である」、「不満である} \\ \text{」の回答者数} \end{array} \right]}$$

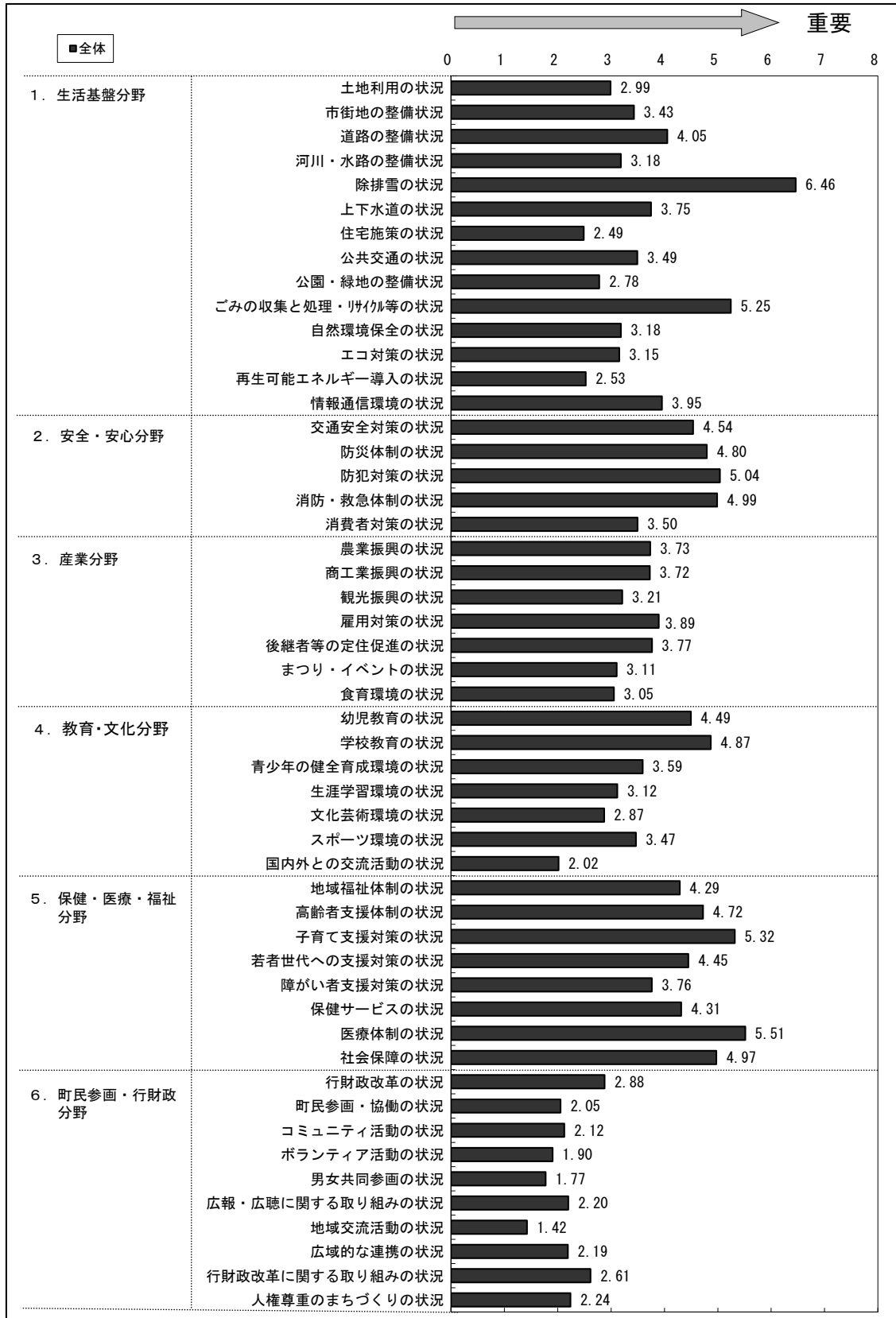
図表5 まちの各分野に対する満足度（全体）

（単位：評価点）



図表6 まちの各分野に対する重要度（全体）

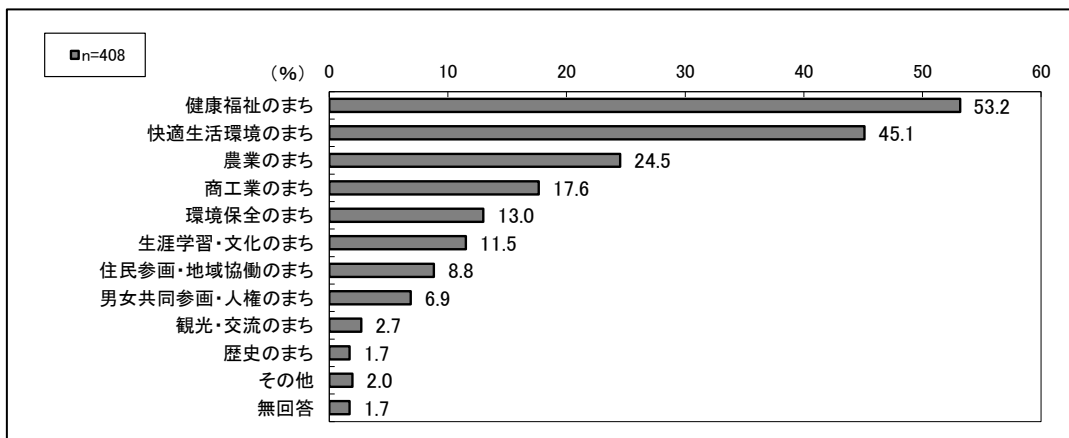
（単位：評価点）



(4) 今後のまちづくりの重点方向

アンケート結果では、「健康福祉のまち」(53.2%)が第1位に挙げられ、次いで「快適生活環境のまち」(45.1%)、「農業のまち」(24.5%)の順となっており、健康・保健・福祉分野を中心に、住環境の充実、農業の推進への関心が高いことがうかがえます。

図表7 今後のまちづくりの重点方向 (全体/複数回答)



第3節 新たな時代潮流

少子高齢化の進行やどこにでも発生しうる大規模災害への対応、さらには、新型コロナウイルスの発生により、人々の生活様式が変化せざるを得ない状況になるなど、これまでの意識や既存の制度では対応できないことも多く生じてきています。本計画策定にあたっては、当町を取り巻く環境の変化をしっかりと捉え、アフターコロナ²なども見据えたまちづくりに取り組む必要があります。

潮流1 著しい人口減少社会への移行

わが国の人口は、2020年の国勢調査によると1億2614万6千人で、5年前の2015年から約95万人の減少（2015年比0.7%減）と、本格的な人口減少時代に移行しています。

人口減少社会の移行に際しては、生活関連サービスの縮小、税収減による行政サービス水準の低下、地域公共交通の衰退、空き家、耕作放棄地等の増加、地域コミュニティの機能低下といった地域活力の衰退に大きな影響を及ぼしています。

潮流2 地方分権に対応した“ふじさき”らしいまちづくりの必要性

中央集権的な行政のあり方を見直し、国から地方へ権限や財源の移譲を進め、住民に身近な行政は住民に近い地方（県・市町村）が行うことができるように行政の仕組みを変えていくといった、地方分権行政システムの転換が求められています。

国では、新しい地方創生の実現に向けた今後の政策の方向性を打ち出す、まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成し、自治体にも地方版総合戦略の作成を促し、各自治体が地域特性を生かし魅力ある地域となるよう目標を立てて取り組んでおり、当町においても、令和2年度に第2期目を迎えています

地域資源を十分に活用し、住民ニーズを踏まえて効率的な政策を立案・実施するためには、自治体自ら決定・実行することが必要とされており、地方分権が本格的に到来した時代では、住民に最も身近な基礎自治体である当町が、個性ある“ふじさき”らしいまちづくりを進める必要があります。

² 新型コロナウイルス感染症が世界的に流行した後（コロナ禍後）の社会のあり方のこと。

潮流3 安全や安心への関心の高まり

大規模地震や大型化する台風、ゲリラ豪雨³等の発生などにより、災害に対する住民の意識はこれまで以上に高まっています。また、食の安全に関わる問題並びに子どもや高齢者などの社会的弱者が被害者となる犯罪や事件の増加、悪質商法などの消費生活に関する不安の増加など、さまざまな分野において、安全・安心に対する関心が高まっています。

このような状況に対応すべく、強くしなやかな町民生活の実現を図るための防災・減災等に資する取組（国土強靱化）や防犯体制の強化、消防・救急体制の充実、健康や食の安全、消費者保護への対応も含めた危機管理の充実による、安全かつ安心して暮らせるまちづくりに対する期待が高まっています。

潮流4 地域共生社会を意識したまちづくりの必要性の高まり

近年、高齢者福祉や障がい者福祉、子育て支援など、各分野における制度の充実が図られていますが、人口構造や家族構成、地域社会の役割の変化などにより、介護や子育て、経済的な困窮などの複合した問題を抱えている人や世帯が表面化しつつあります。こうした複雑化・多様化した地域生活課題に対応すべく、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現することが求められており、そのためにも、地域住民や関係団体などが「我が事」となって参画し、制度や分野を超えて人や資源が「丸ごと」つながることが必要です。

ボランティア、NPO、町内会等、多様な主体との連携、協働によるまちづくりを進め、誰もが支え合う共生社会の実現を目指す必要性が高まっています。

³ 一部の地域で短時間に大雨となること。

潮流5 地域産業再生の必要性の高まり

わが国の景気は、新型コロナウイルスの影響もあり一時大きく低迷したものの、緩やかながら持ち直しの兆候がみられます。しかしながら、インバウンド⁴需要の消失や個人消費の低迷など、地方経済を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。農業を基幹産業とする当町においては、規制緩和等を背景に第1次産業従事者の更なる減少や高齢化、既存商店街の衰退等が進み、地域産業を取り巻く環境は、依然として厳しい状態が続いています。

このため、“ふじさき”ならではの地域資源を有効活用するとともに、時代の流れに即した支援施策を積極的に推進し、地域産業を再生する必要性が高まっています。

潮流6 情報化社会への対応

国は Society5.0⁵の実現により I o T⁶ですべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すとともに、AI（人工知能）によって必要な情報が必要な時に提供され、ロボットや自動運転などの技術活用により、少子高齢化など様々な課題や困難を克服することを目指しています。当町においても、生活の質の向上につながるAIやICT（情報通信技術）など、新たな先端技術を積極的に導入し、都会にはない豊かな自然、歴史・文化や、青森市と弘前市の中間に位置するという立地性を最大限に生かし、田園風景を残しながらも便利な都市機能を確保したまちづくりが必要です。

情報化社会の進展は、私たちの生活に密着したあらゆる分野において大きな影響を及ぼすことから、生活の利便性を確保しつつ、各種サービスを安全円滑に提供するためにも、情報セキュリティ対策が必要となっています。

⁴ 日本への外国人旅行者。

⁵ 『狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会を目指すもので、ロボット等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立する「人間中心の社会」』のこと。

⁶ Internet of Things の略で、日本語では「モノのインターネット」を意味する。情報通信技術の概念を指す言葉で、インターネットに、産業用機器から家電製品まで、様々な「モノ」をつなげる技術のこと。

潮流7 SDGs⁷と連動した計画の推進

国は、2016年（平成28年）に決定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の中で、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

本計画に掲げる基本施策は、SDGsと重なる部分が多くあり、本計画を推進することは、SDGsの達成に寄与するものと考えことから、各施策の項目に、SDGsの目指す17のゴールを関連づけることで、総合計画、地方創生、SDGsを一体的に推進する必要があります。

※SDGsに関連した計画等には目標アイコンを付して、当該目標に即して推進する内容であることを明示します

図表8 SDGsのロゴ



⁷ 「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された国際社会の共通目標のこと。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、「2030年（令和12年）」を年限とする17のゴールと169のターゲットから構成される。

第2部 後期基本計画

行政評価について

当町には、今後進めていかなければならない課題が各分野にあります。しかし、これらの課題に対応するための財源や人材、施設等は限られています。

そこで、これらの行政資源を有効に活用するとともに、住民にわかりやすい行政運営を行うための方策として「行政評価」を導入します。

これは、住民と行政が協働により実現していく施策の成果指標（ベンチマーク）やその目標値を明確にし、施策の実施によりどのくらいの成果が得られたのか、どれだけ達成したのかを評価・検証し、その結果により施策の改善に取り組み、一層効率的・効果的な行政運営につなげていく、一連のサイクルをいいます。

- 成果指標 施策が目指す当町の姿の達成度を計る指標です。
- 現 状 値 成果指標の現状の数値です。原則として令和2年度実績の数値です。
- 目 標 値 目標年度となる令和8年度までに目指すべき数値です。業務のデータや「まちづくりアンケート（満足度評価）」等から取得します。

現状のままでは簡単に実現できる数値ばかりではありませんので、住民と行政が協働して目標を達成するための努力を重ねることが求められます。

基本目標 1 活力と魅力あふれる産業づくり

1 農業の振興

■現状と課題



近年の農業は、農業を担う人材の著しい高齢化や減少、これらに伴う農地面積の減少という事態に直面しており、農業を担う人材の大幅な減少が見込まれる中で、農業の生産基盤が損なわれており、近年において頻発する大規模災害等の被害が、今後、食料や農業の現場に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

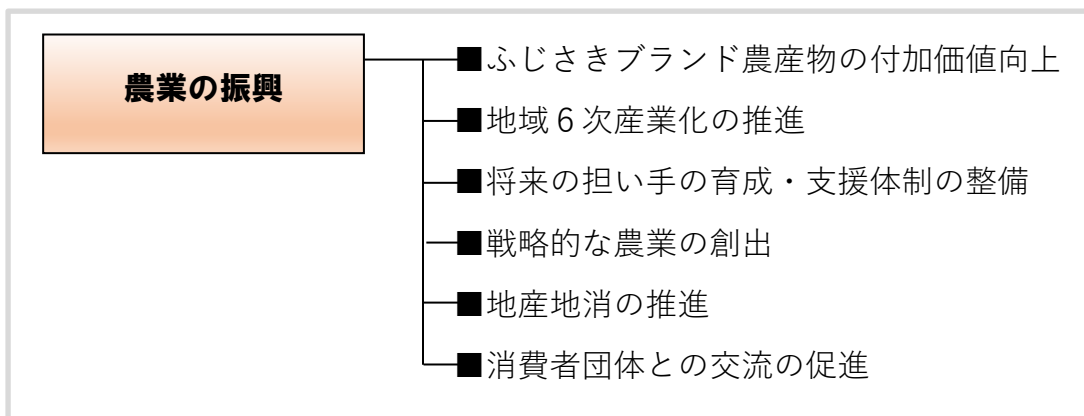
今後の農業を支える人材の育成と農業競争力の強化に向け、新たな担い手確保・育成並びに円滑な経営継承を進めるほか、スマート農業⁸技術の導入や生産基盤を進め、担い手への農地集積、集約化を加速させる必要があるとともに、高収益作物の導入並びに農産物の加工品製造や販売・サービスを含む「食産業」と捉えた「地域6次産業化」の推進を通じて、戦略的な農業振興が必要となります。

また、緑豊かな自然環境と当町の基幹産業である農業との調和を図り、高まりつつある消費者の「食の安全・安心」志向に対応するためにも、環境負荷の低減を目指した環境保全型農業を推進するとともに、農業所得向上につなげるための仕組みづくりが必要です。

さらに、農家の収入安定及び地域の農産物に対する愛着を高めるために、地産地消体制の充実や、都市部消費者団体との交流を促進する必要があります。

⁸ ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用し超省力・高品質生産を実現する新たな農業のこと。

■施策の体系



■主要施策

(1) ふじさきブランド農産物の付加価値向上

観光ウェブサイトと連動したふじさき製品のウェブサイト制作やトータルな魅力を発信するためのPRデザインを作成し、情報発信することでりんご「ふじ」発祥の地・「ときわにんにく」等のふじさきブランドの高付加価値化をさらに推進します。

また、有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培の拡充や稲わらの有効活用等の環境保全型農業を推進し、「安全・安心」をキーワードとしたふじさきブランドの浸透を目指すとともに、ブランド認証制度を活用した慣行栽培との差別化により、ふじさきブランド農産物の高付加価値化を図ります。

さらに、農業基盤の整備や複合型経営の推進、地域特性や消費者ニーズに即した新品種の導入・産地化など、新たなふじさきブランドの開拓に努めます。

(2) 地域6次産業化の推進

ふじさき食彩テラスに農産物加工、飲食、観光情報発信等の機能を拡充し、農産物拠点づくりを推進します。

また、農商工及び地域間の連携を深めることにより、食産業による振興の気運を高めます。

さらに、地元農産物等を活用した新しいふじさき製品の開発や事業拡大の支援を行うとともに、既存の商工業者が販売している製品のブラッシュアップ⁹についてもアドバイスを行うなど、地域資源のブラッシュアップ及び開発育成を図ります。

(3) 将来の担い手の育成・支援体制の整備

将来の担い手となる認定農業者や営農組織リーダーの育成を図りながら、経営安定化のための農地集積による経営規模拡大の支援や先進的な農業技術の普及を図るとともに、災害や農産物の価格低迷に対応するための収入確保の安定化及び相談指導体制の確立に努めます。

また、農業分野への企業参入や新規就農者の支援体制の充実、複合経営の導入や農業後継者への生産経営指導の充実を図るなど、担い手の育成・確保に努めるとともに、担い手の経営規模拡大の前提となる、ほ場の大区画化、農道や農業用排水路などの農業生産基盤の整備を推進します。

さらに、農業振興の取組と魅力ある農業を内外に発信することで、新たな就農者の獲得及び農福連携を図り、就農人口の増加を図ります。

(4) 戦略的な農業の創出

首都圏での直売会など、ふじさきブランド農産物の販路拡大のための活動や地域間による様々な分野の連携を推進します。

また、遊休農地を積極的に利活用することにより、持続可能な農業の振興を進めるとともに、西洋野菜などの新規作物の導入や、ICTを活用した戦略的な農業を創出します。

⁹ 磨きをかけてよくすること。

(5) 地産地消の推進

生産者の顔がみえる農産物の販売体制を充実・強化するとともに、食育の推進にもつながるべく、地元で生産された農産物を地元や学校給食等で消費する地産地消を推進します。

(6) 消費者団体との交流の促進

生産者と都市部消費者団体との交流を積極的に推進していくことで、農産物のPRに努めるとともに、ふじさきブランド農産物としての販路の拡大を図ります。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
環境保全型農業(IPM)取り組み者数	人	71	71	農政課による測定
新規就農者数	人	12	30	5年間で30人増加
担い手への農地集積率	%	69.1	80.0	農政課による測定
認定農業者数	人	212	224	農政課による測定
学校給食における地元食材の利用率(使用量ベース)	%	13.9	35	農政課による測定
都市部消費者団体への販売額	千円	1,445,855	1,550,000	農政課による測定
「農業振興」の町民満足度	%	18.6	38.0	アンケート調査により確認。 「満足している」「どちらか といえば満足している」の合計

■主要事業

- ふじさき農産物ブランド化推進事業
- 新規就農者育成総合対策事業
- 環境保全型農業直接支払交付金事業
- 農地中間管理事業
- 振興野菜作付支援事業
- 農業生産基盤整備事業
- 多面的機能支払交付金事業
- 食料と農業に関する基本協定代表者会議助成事業
- 農福連携推進事業
- 循環型農業推進事業
- 園芸施設共済制度加入促進事業
- りんご共済制度加入促進事業
- 収入保険制度加入促進事業

2 工業の振興

■現状と課題



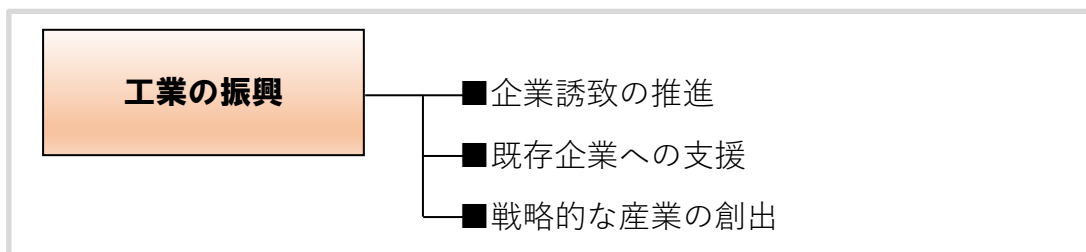
当町の工業団地は、企業の需要に応じて、関係各課が連携して企業誘致の推進を図っています。

青森県工業団地ガイドに内容を掲載し、誘致を検討している企業等に対し情報発信をしています。

また、既存企業の経営安定化や情報共有を目的に、誘致企業を訪問しての意見交換やアンケート調査を実施しているほか、誘致企業の実情と要望を把握し、より良い環境で操業できるよう努めています。

町民アンケート結果では、若者が町内で働ける場所を望む意見も多く、企業誘致などによる雇用の場の確保が求められています。

■施策の体系



■主要施策

(1) 企業誘致の推進

弘前圏域定住自立圏域内における各市町村間で情報共有を図り、圏域の一体的な情報発信などにより企業誘致活動を行います。

また、県企業誘致推進協議会と連携し、工業団地等への企業誘致を積極的に情報発信するなど、地元雇用の増進及び地域経済の活性化を一層推進します。

(2) 既存企業への支援

既存の立地企業については、事業の活性化支援や国・県の優遇措置情報の提供などにより更なる工業振興に努めます。

また、定期的に各企業を訪問し、情報共有を図りながら意見や要望を集約し、経営強化の支援に取り組みます。

(3) 戦略的な産業の創出

新たな分野の産業創出や新製品の開発等を支援するため、産官学金の連携強化を図ります。

また、地域6次産業化を推進し、農商工連携により既存企業等との連携可能分野を模索するほか、既存企業との連携による新たな施策を展開します。

さらに、持続可能な資源循環型社会の推進に関連する地域産業の創出に取り組み、地域活性化を図ります。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
立地企業数(計画期間累計)	件	0	5	
国・県等の優遇措置を受けた企業数	件	0	5	
「商工業振興」の町民満足度	%	13.0	16.0	アンケート調査により確認。 「満足している」「どちらかといえば満足している」の合計

■主要事業

- 企業誘致推進事業
- 既存立地企業支援事業

3 商業の振興

■現状と課題



当町の商業振興については、商工会を中心に事業を展開しており、町補助事業を通じて商業振興に努めるとともに、食のイベント「ふじワングランプリ」や周遊イベント「ふじめぐり総選挙」を実施して、町内外の集客を図り、地域活性化を目指しています。

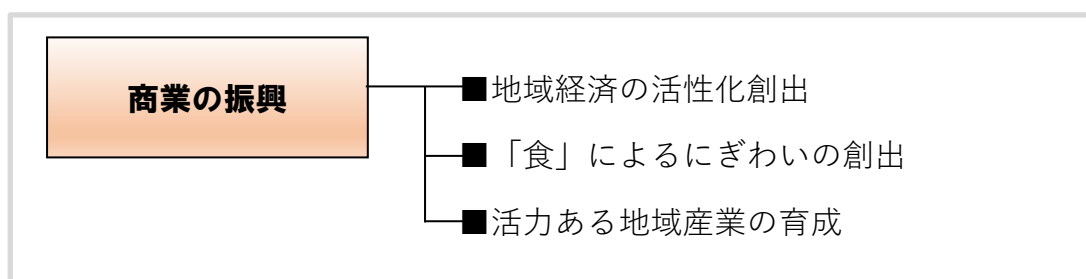
中小企業を中心とする町の現状として、既存商店街の衰退、後継者不足、地域内消費の低迷など様々な課題を抱えている中で、中小事業者の経営はますます厳しい状況となっており、今後も継続的な支援が必要です。

なお、町民アンケート結果では、「商工業振興」の住民の満足度は高いとはいえない状況です。

今後は、リーダーや後継者の育成支援、経営力を高めるセミナー等の開催、地域イベントの新規考案や既存イベントの更なる創意工夫により、地元事業者間のつながりや行政と協働で商業振興に取り組む体制づくりをすることが必要です。

また、大型ショッピングセンター、スーパーマーケット、地元商店街が相互の役割を再確認し、商工会との連携を強化しながら、商店街活性化の取組や特産品づくり等により商業振興を進める必要があります。

■施策の体系



■主要施策

(1) 地域経済の活性化創出

地元商店街が自主的に実施する事業に町や商工会が助成・支援するとともに、地元事業者への売上げ向上や新たな顧客獲得を図るため、町・商工会と地元事業者が連携してイベントやソフト事業を実施し、特色ある商店街の形成や商店街機能の維持に努め、地域経済の活性化を図ります。

(2) 「食」によるにぎわいの創出

「ふじワングランプリ」の参加店舗の増加はもとより、提供メニューの充実やイベント後の提供継続や店舗同士の連携強化を促しながら活性化を図ります。

また、復刻したご当地グルメ「アンペそば」の認知度向上、消費拡大等PR活動の充実に努め、提供店舗の増加や販売数の増加を目指します。

(3) 活力ある地域産業の育成

ふじさき食産業創造拠点（ふじさき食彩テラス）では、農産物、加工品等の販売はもとより、農家所得向上による農業基盤強化や新たに配置した観光コンシェルジュと連携し、イベントの企画運営や魅力ある観光コンテンツの発信等を通じて、地域産業の裾野拡大を図っていきます。

また、中小企業が事業活動に必要とする資金を円滑に調達し、安定的に経営できるよう、制度資金の活用等を積極的に進めます。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
商店街等の自主事業	事業	0	3	実施計画実績
ご当地グルメの数	個	10	15	アンペそば及びふじワングランプリ提供品
「商工業振興」の町民満足度	%	13.0	15	アンケート調査により確認。 「満足している」「どちらかといえば満足している」の合計

■主要事業

- 商店街等活性化支援事業
- ふじめぐり総選挙事業
- ご当地グルメPR強化事業

4 観光の振興

■現状と課題



町の観光施策は、「食」を主要なテーマとして取り組んでいますが、豊かな自然、歴史文化などの町の魅力である地域資源は、これまで観光に十分活用されているとはいえず、町外における認知度は低い状況にあります。

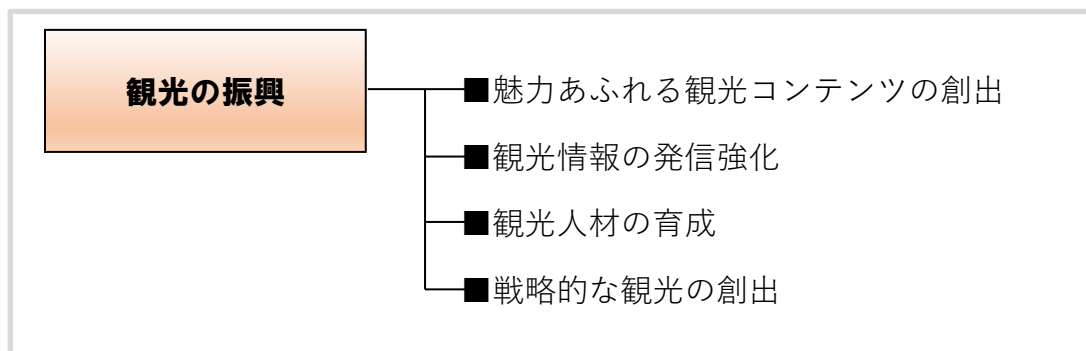
「ふじさき秋まつり」や「ふじワングランプリ」等のイベントは、多くの集客があり、町の魅力や特産品を大いにPRしていますが、今後は通年もしくは一定期間にわたる集客を図るため、内容の強化・充実が必要です。

町の魅力の発信については、SNSの活用やご当地キャラクターを活用したPRをすることで、町やキャラクターの知名度向上には一定の成果がありますが、更なる誘客や特産品販売の売上げ増加に効果的な活用方法の検討が必要です。

観光人材育成については、これまで様々なセミナー等を実施し、観光人材の掘り起こしを図ってきましたが、今後は観光コンシェルジュの育成やまちあるきガイドの後継者育成など、人材の確保やスキルアップが求められています。

また、魅力あるコンテンツづくりを推進するとともに、観光情報ウェブサイト「ふじさんぽ」などSNSでの発信強化に努め、観光コンテンツと情報発信の相乗効果による観光振興の取組が必要です。

■施策の体系



■主要施策

(1) 魅力あふれる観光コンテンツの創出

「ふじワングランプリ」、「ふじめぐり総選挙」など、食と観光を融合したイベント等を開催し、継続的に誘客を図る取組を実施します。

また、ふじ原木公園を活用した町の自然や歴史文化・食などをテーマとした観光コースづくりを進め、参加者やリピーター自らが町の魅力を発信するような体験型の観光コンテンツの創出に努めます。

(2) 観光情報の発信強化

ご当地キャラクター、観光情報ウェブサイト「ふじさんぽ」、SNSなどの様々なツールを活用して、タイムリーな観光情報を発信し、特産品のPRや販売促進活動を展開することにより、町への誘客数の増加を図ります。

また、ふじさき食彩テラスを拠点に観光コンシェルジュの育成を進め、町の魅力発信強化につなげます。

(3) 観光人材の育成

まちあるきガイドによる定期的なまちあるきや後継者育成のためのセミナー等を実施することで、町の魅力を再発見・再認識し、町への理解・愛着を深めるとともに、来町者を温かく迎え入れ、もてなす意識の醸成を図るなど、住民のおもてなしの気運を高めます。

また、観光コンシェルジュや観光ボランティアなど、町の魅力を発信する観光人材を育成するとともに、観光推進体制の強化を図ります。

(4) 戦略的な観光の創出

観光に関わる人材が情報を共有し、共創していくための協働プラットフォーム¹⁰をつくり、地域プレーヤー¹¹が魅力ある体験を提供できる体制をつくれます。

また、創出したコンテンツを実装するために、行政が支援をしていくことで、地域ならではの体験コンテンツの充実を図っていきます。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
観光入込客数	人	172,482	207,675	
ふじさき食彩テラス利用者数	人	172,752	208,000	食彩テラス利用者
観光ウェブサイトアクセス件数	件	42,052	58,800	サイトアクセス数
まちあるきガイド数	人	4	8	
「観光振興」の町民満足度	%	17.1	23.5	アンケート調査により確認。 「満足している」「どちらかといえば満足している」の合計

■主要事業

- ふじさき秋まつり事業
- ふじワングランプリ事業
- 町の魅力発信事業
- 観光情報ウェブサイト「ふじさんぽ」運営事業
- まちあるき事業
- まちあるきガイド育成事業
- 観光人材育成事業
- 観光体験プログラム事業

¹⁰ 土台となる環境のこと。

¹¹ 地域課題の解決に向けて主体的に活動を行う人のこと。

5 雇用対策と起業・創業支援の推進

■現状と課題



当町では、誘致企業における地元雇用の促進や資金調達に係る保証料補給金制度の利活用、各種セミナー開催の周知案内を行っています。

アンケート結果では、住民の多くは定住意識が強く、町への愛着も高い傾向にあるため、将来の町存続と地域発展に関して、雇用対策は優先度の高い施策と位置づけられます。

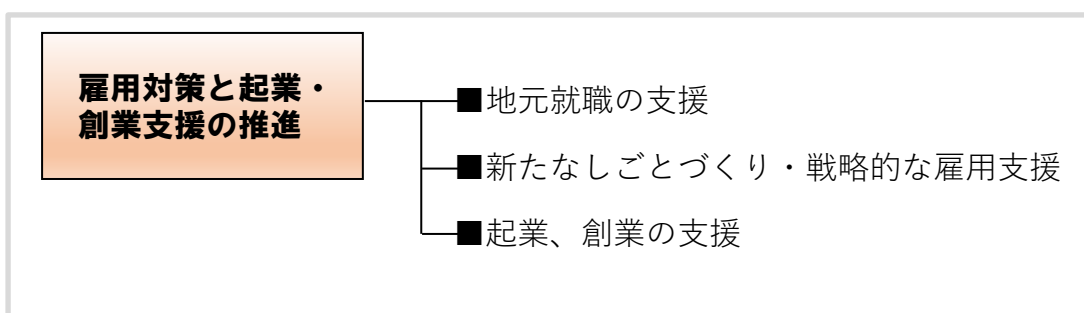
地方と都市部との賃金等の格差は急速には縮まらず、経済格差が地方の若者の都市部への流出につながっていることから、地元の人材を確保するための雇用施策の推進が求められています。

2019年の働き方改革関連法の施行、テレワークが急激に普及した社会情勢等から、地方にいてもしごとができる態勢づくりを強化します。

また、若者が地元でやりがいのあるしごとに就くために、地元就職の支援や起業・創業支援の充実に努めます。

このように、若者が定住又はUターンできるような、雇用の創出やマッチング、就農に向けた取組を支援するとともに、雇用と関連して住居等生活環境の情報提供など、創業・起業希望者への支援を充実させる必要があります。

■施策の体系



■主要施策

(1) 地元就職の支援

誘致企業等に対して、地元求職者の雇用を拡大するよう働きかけるとともに、ハローワークと連携した求人情報や職業能力向上のための研修情報を積極的に提供するなど、地元雇用の促進に努めます。

さらに、中学校の職場体験プログラムを充実させるほか、弘前圏域移住・交流推進事業において、県外に出る予定の高校生・大学生に対し、移住の取組や自治体相談窓口を紹介する学生向け移住PR事業の推進を図り、将来的なUターン・地元就職を促す環境づくりに努めます。

(2) 新たなしごとづくり・戦略的な雇用支援

地域の遊休施設の利活用をもとにして、政策連携を図りながら新たなしごとづくりを進めます。

一年を通して施設園芸農産物を生産することで、地域の稼ぐ力やふじさき食彩テラスの冬期間における販売力の強化に取り組みます。この取組を農福連携で実施することで、障がい者農業研修、農業体験からの就労を推進するほか、農福連携人材を育成し、新たな「しごと」づくりにつなげます。

また、施設園芸に取り組む新規就農希望者を支援するために、実践型の栽培技術研修を実施し、農業人材の育成や就農者の確保に努めます。

その他様々な分野において、シルバー人材センター等経験豊富な団塊世代の人材活用を推進します。

(3) 起業、創業の支援

起業・創業希望者を対象としたセミナーを開催し、基礎的な知識の習得を図ることで、起業・創業者の増加へつなげます。

また、町の農産物を使った加工品など、地域資源を活用した起業・創業に対して、専門家のアドバイスなどの相談機会の充実を図ります。

さらに、国や県などの補助金や制度資金等の活用による起業・創業の支援を充実させます。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
町誘致企業の新規地元雇用 人数	人	3	15	県誘致企業概況調査
シルバー人材センター就業 (依頼) 件数	回/年	106	456	町社会福祉協議会実績
起業・創業制度資金の活用 件数	件	3.0	6.0	

■主要事業

- 誘致企業に対する地元雇用促進の協力依頼
- 雇用関連情報（セミナー開催等）の広報
- 特別保証制度保証料補助事業（選ばれる青森への挑戦資金）（経営安定化サポート資金）
- 冬期間も含めた通年での農産物の生産力及び販売力強化事業
- 農福連携による障がい者就労支援事業

基本目標 2 しあわせあふれる健康・福祉の環境づくり

1 出会い・結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実

■現状と課題



急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが求められています。今後も、晩婚化や非婚化の進行、結婚・出産に対する価値観の変化、経済的不安定さの増大等により、少子化が更に加速することが懸念されており、若い世代の希望をかなえるために、出会い・妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援することが重要となります。

若い世代の出会いについては、弘前圏域定住自立圏構成市町村が連携し、スケールメリット¹²を生かした出会いの場の提供と婚活支援を実施していますが、カップリング率に比べ成婚率が低い状況となっています。

結婚後の妊娠・出産については、切迫流産・早産・妊娠高血圧症候群の既往等のハイリスク妊産婦¹³や低体重児出生が年々増加傾向にあり、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、すべての妊産婦・乳幼児に対し、身体的・心理的に適切な支援が必要です。

町では、安全で安心な妊娠・出産・子育てのため、令和2年度に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく支援できるよう努めています。

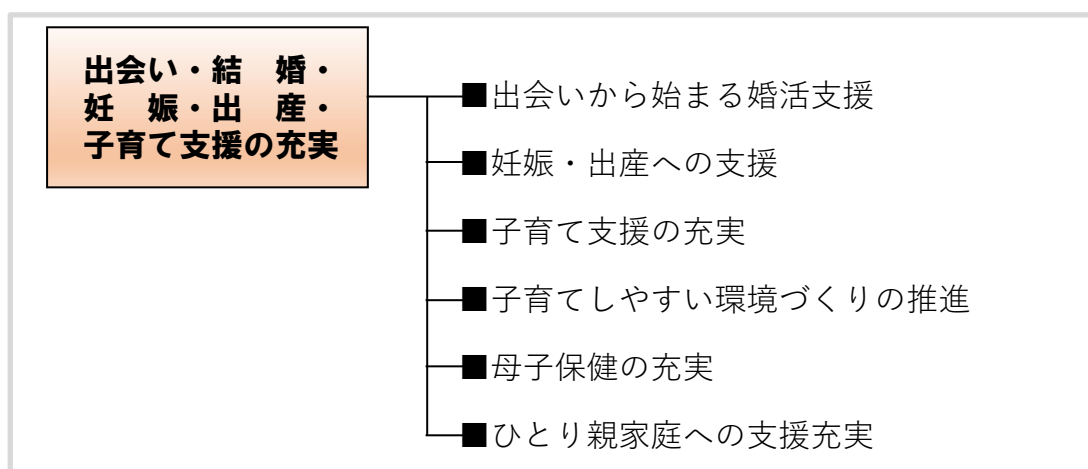
子育て支援については、年少人口が減少する中においても、子育て世代の親の社会進出の増加などにより、子育て家庭の保育・教育、子育て支援に対するニーズは一層高まっており、子どもたちの居場所・活動の場づくりに努める必要があります。特に、放課後児童クラブの対象学年の引上げにより、小学校区における実施場所が分散されたことから、放課後児童対

¹² 規模を拡大することによって得られる優位性のこと。

¹³ 妊娠中・出産中・産後において、母児に、健康上の問題や合併症を悪化させる危険性があるなど、なんらかのリスクを伴う可能性のある妊産婦のこと。

策の総合的な拠点が望まれます。また、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される居場所づくりや、管内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対し、その福祉に関し必要な支援を行うため、地域資源・必要なサービス・ソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の設置が求められています。

■施策の体系



■主要施策

(1) 出会いから始まる婚活支援

地域全体で男女の出会いを応援し、少子化の一因である晩婚化や未婚化を解消するために、出会いの場づくりなどの支援に取り組みます。

(2) 妊娠・出産への支援

不妊で悩みを抱える人やハイリスク妊産婦も安心して妊娠・出産ができるよう、支援・相談体制を整備します。

(3) 子育て支援の充実

多様化する教育・保育ニーズに対応するサービスの提供に努めるとともに、地域子ども・子育て支援事業等の充実を図ります。

また、運営事業者の意向を尊重しながら「認定こども園」への移行を推進し、運営事業者の経営基盤の安定化と地域の教育・保育及び子育て支援の質の向上に努めます。

(4) 子育てしやすい環境づくりの推進

保育所(園)・認定こども園・幼稚園の調整による計画的な受入体制の検討や、子ども家庭総合支援拠点の整備に努め、子育てしやすい環境づくりの推進に努めます。

(5) 母子保健の充実

地域で安心して出産し、健やかに育てることができるよう、健診や保健指導など妊産婦や乳幼児に対する母子保健サービスの充実を図るとともに、未受診者への受診勧奨等の対応、健康相談や訪問指導などの健診後の継続的な支援にも取り組みます。

(6) ひとり親家庭への支援充実

ひとり親家庭の自立を支援するため、相談・支援体制の整備を図るとともに、各種制度や支援情報の提供に努めます。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
認定こども園移行率	%	42.9	85.7	特定教育・保育施設のうち、認定こども園の占める割合により確認
保育所(園)への入所を まっている児童の割合	%	0	0	保育所等利用待機児童数調査票により確認
子育て支援対策の満足度	%	35.0	50.0	アンケート調査により確認。 「満足」「やや満足」の合計
1歳6ヶ月児健診受診率	%	100	100	地域保健・健康増進事業報告
3歳児健診受診率	%	100	100	地域保健・健康増進事業報告
地域子ども・子育て支援 事業実施数	事業	9	10	子ども・子育て会議資料により確認
子ども家庭総合支援拠点 設置数	箇所	0	1	子ども家庭総合支援拠点設置数により確認

■主要事業

- 子ども家庭総合支援拠点設置事業
- 特定不妊治療費助成事業
- ハイリスク妊産婦アクセス支援助成事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- すこやか健診(相談)事業

2 高齢者支援の充実

■現状と課題



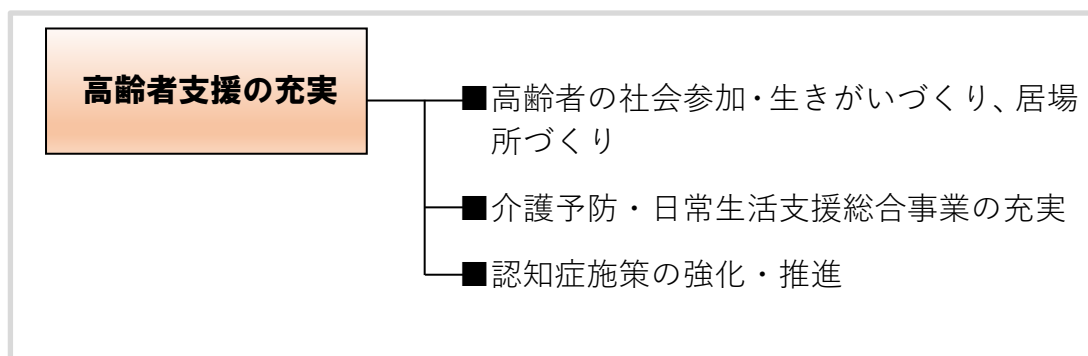
当町では、高齢化が進んでおり、住民基本台帳では令和3年9月時点において、高齢者人口（65歳以上の人口）の割合が33%にのぼり、今後もこの傾向の継続や、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみ世帯の増加も見込まれます。

国では、医療と介護の連携を推進するとともに、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会、いわゆる地域共生社会を目指しています。

当町では、介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を行ってきました。

今後は介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）、保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）、地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）、認知症「共生」・「予防」の推進、自然災害対策や感染症予防への対応強化が課題となっています。

■施策の体系



■主要施策

(1) 高齢者の社会参加・生きがいづくり、居場所づくり

元気な高齢者が、地域での活躍の場を広げられるよう、趣味や地域活動、高齢者同士や他世代との交流の場を提供し、社会参加を創出します。また、地域の高齢者が他者との関わりを持たないなどの閉じこもり・無関心は、寝たきりや認知症のリスクを高めると考えられるため、介護予防教室やいきいきふれあいサロンなどの居場所づくりにより、様々な社会参加の機会の創出に努めます。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

高齢者の心身機能の維持・改善や認知症予防、権利擁護を推進し、できる限り介護を必要としない自立した高齢期を過ごすことを目指し、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を推進します。

また、介護予防、生活支援、社会参加を含めた総合的なサービスとして、地域住民やNPO法人、ボランティア等の地域活動グループの自主的な介護予防・生活支援サービスの提供を図ります。

さらに、すべての高齢者を対象にフレイル（虚弱）状態にならず、要介護状態となった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を送ることができるよう、地域ネットワークの構築と地域包括ケアシステムの充実を推進します。

(3) 認知症施策の強化・推進

今後、更に増加することが想定される認知症高齢者に適切に対応するため、認知症とともに生きる共生と進行を緩やかにする予防の基本的な考えのもと、地域における認知症予防の推進、医療・介護の連携強化による早期発見、早期対応体制を構築します。

また、認知症理解を深める周知啓発や認知症高齢者の見守りやその家族の相談窓口となる地域支援サロン活動を支援します。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
老人クラブに加入している 高齢者数	人	1,262	1,510	青森県老人クラブ補助事業 実績報告書
介護予防事業参加者数	人	351	400	一般介護予防事業（咲楽ん坊 除く）人数
要支援・要介護認定者総数 に占める中・重度要介護認 定者の割合	%	55.2	52.0	介護保険事業状況報告 要介護(要支援)認定者の合計
中・重度要介護認定者の介 護保険施設等入所割合	%	28.5	25.0	介護保険事業状況報告 施設介護サービス受給者 (要介護2～5)の合計
「高齢者支援体制」の町民 満足度	%	33.1	35.0	アンケート調査により確認。 「満足」「やや満足」の合計

■主要事業

- 老人クラブ補助事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業
- 包括的支援事業・任意事業

3 障がい者支援の充実

■現状と課題



当町における在宅の障がい者数は年々増加しており、それに伴い障がい者手帳所持者数や障がい福祉サービス利用者数の割合も増加しております。

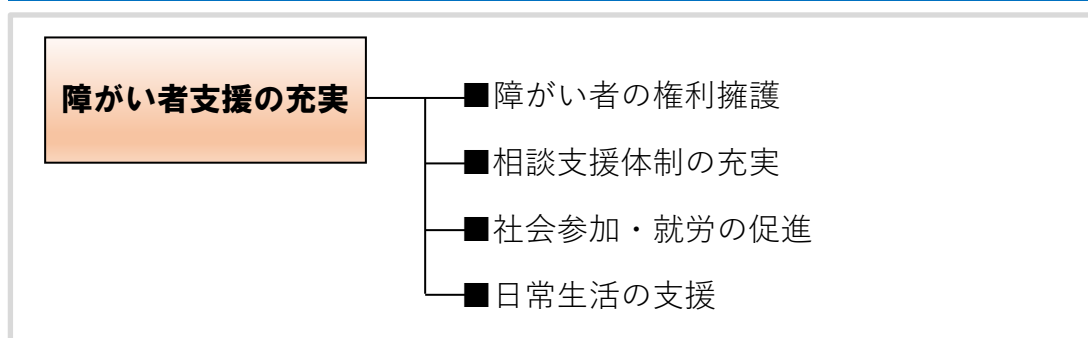
障がい福祉サービスについては、障がいの種別、程度に関わりなく必要なサービスを受けることができる体制の充実を図るとともに、障がい者自らがサービスを選択し、必要な支援を受けながら、障がい者自身の自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援を推進する必要があります。

障がい者の自立に重要な就労への支援については、就労継続支援サービス又は就労移行支援サービスを実施し、就労に必要な知識及び能力の向上に努めています。また、職場への定着率を高めるため、今後は、国や県など関係機関と連携し、障がい者本人に適した事業所への就労支援を行う必要があります。

一方、障がい者が本人の意思に基づき地域生活を送るために、障がい者の状態やニーズに対応すべき障がい福祉サービスが、真に必要な障がい者に行き届いているか、適切に給付されているか、改めて検証する必要があります。

地域共生社会の実現に向けて、障がい者への切れ目のない生活支援と医療等関係分野との連携体制の構築が求められています。

■施策の体系



■主要施策

(1) 障がい者の権利擁護

障がいを理由とする様々な差別の解消に向けた取組を推進します。

また、契約や金銭・財産の管理等に支援を必要とする障がい者については、権利擁護等支援制度の適切な利用に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

障がいの種別や各種ニーズに対応するため、関係機関等と連携しながら専門的な支援体制の充実を図ります。

(3) 社会参加・就労の促進

障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らすために、地域住民との交流活動の促進や災害時の体制整備などの地域活動を支援し、障がい者と地域社会との相互理解を深めるとともに、就労に必要な資格取得等の支援やハローワーク・事業所等との連携強化を図り、障がい者の働く場の確保に努めます。

(4) 日常生活の支援

障がいの状況に応じて必要となる障がい福祉サービス等の提供及び日常生活用具や補装具の支援を通じて、日常生活の支援を図ります。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
障がい福祉サービス等年間延べ利用者数	人	4,069	4,500	
地域生活支援事業年間延べ利用者数	人	1,719	2,000	
「障がい者支援対策」の町民満足度	%	17.4	20.0	アンケート調査により確認。「満足」「やや満足」の合計

■主要事業

- 地域生活支援事業
- 補装具給付事業
- 日常生活用具給付事業
- 自立支援給付事業
- 手話言語及び障がい者コミュニケーション促進事業
- 障がい児通所サービス事業
- 相談支援事業

4 地域福祉の充実

■現状と課題



少子高齢化や核家族化の進行、地域の相互扶助機能の低下に伴い、家族や地域のつながりが希薄化していく傾向にあり、高齢者の孤立や若い世代の無関心などが大きな社会問題となっています。

当町では、社会福祉協議会が地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、民生委員・児童委員、町内会等が連携し、地域に密着した幅広い地域福祉活動を行っています。

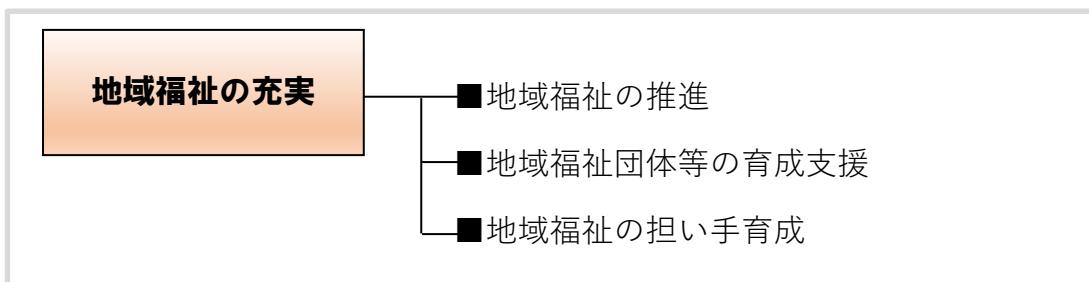
公的な福祉サービスは各種分野で整備され、充実しつつありますが、地域に存在する多様なニーズについて、すべてを公的な福祉サービスで対応することは難しい状況にあります。

少子高齢化や核家族化が一層進行し、コミュニティ活動の低下が懸念されており、一方で支援を必要とする高齢者や障がい者などが増加し、地域における福祉ニーズは、更に増大・多様化することが予想されるため、より多くの住民の福祉活動への参画が必要です。

今後は、公的な福祉サービスだけに依存せず、住民が主体的に参加し、地域の課題に対応する「支え合い」のネットワークづくりが必要です。

また、地域福祉の「支え合い」を担うボランティアの人材確保についても、若い世代の地域活動への参加が少ないことが課題となっているため、地域での担い手育成を推進しながら、高齢者や障がい者などが地域で自立した生活を送るため、すべての人がお互いに助け合いながら暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。

■施策の体系



■主要施策

(1) 地域福祉の推進

すべての住民が住み慣れた地域でお互いに支え合い安心して暮らすために、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、町内会等と連携し、一人暮らし高齢者等の見回り活動をはじめとする地域福祉活動を支援するなど、高齢者世帯と地域コミュニティとの結びつきを深めながら、地域福祉を推進します。

(2) 地域福祉団体等の育成支援

地域に根ざした活動の展開を図るため、社会福祉協議会の体制強化を支援するとともに、各種福祉団体への指導による体制強化等の支援及び新たな福祉NPO法人の設立を支援し、活動団体の広がりを促進します。

また、民間事業者の参入によるネットワークの整備拡大を図るとともに、第三者機関によるサービス評価システムを構築するなど、福祉サービスの向上に努めます。

(3) 地域福祉の担い手育成

地域福祉の推進には、住民の主体的な活動が必要なことから、地域福祉の担い手となる住民の育成・支援を行い、地域のリーダーや若い世代の担い手を確保し、地域福祉の実践活動につなげます。

ボランティア情報の提供体制の確立や福祉ボランティアの登録・育成の拡充を進めるとともに、指導者・グループリーダーの育成と資質向上を図ります。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
高齢者訪問同意者数	人	407	650	要支援者リスト
身近な地域で福祉活動に参加している町民の割合	%	14.2	18.0	アンケート調査により確認。 「している」の割合
「地域福祉体制」の町民満足度	%	27.9	30.0	アンケート調査により確認。 「満足」「やや満足」の合計

■主要事業

- 地域福祉推進事業
- 民生委員・児童委員活動支援事業
- ボランティア連絡推進事業

5 社会保障等の充実

■現状と課題



誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域住民と相互に連帯して支え合っていくほか、医療や年金などの社会保障制度が重要な役割を担っています。

国民健康保険制度については、平成30年度の制度改革によって、県が財政運営の責任主体となっており、国保財政の更なる健全化が求められています。

当町の国民健康保険制度の状況については、依然として医療費の負担割合が高い状況にあります。このため医療費抑制に向けて、30代からの健(検)診及び保健指導を推進するとともに、40歳以上の特定健(検)診及び特定保健指導に注力し、生活習慣病の予防・早期発見・改善に努めています。

また、国民健康保険事業は、被保険者が減少している一方で、保険給付費の支出割合が横ばいに推移しており、安定的で効率的な国保財政の運営に向けて、更なる健全化が求められています。

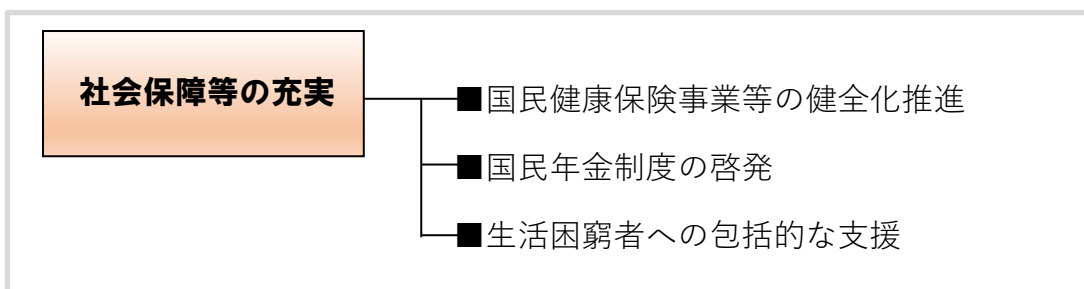
後期高齢者医療制度については、広域連合と連携して制度運営を行っていますが、国の制度改正等に対する動向を見極めながら、適切に対応していく必要があります。

介護保険制度については、3年ごとの制度改正に対応し、中・長期的な視点を持ちながら財政の健全性を保ち、適切に対応していく必要があります。

国民年金制度については、働く世代の保険料によって高齢者を支える「社会的扶養」の仕組みであるほか、老後だけでなく死亡や障害状態になった場合でも所得を補償し、生活の安定を図るために国民全体で助け合う制度であることから、広報誌等によって制度の周知徹底を図っています。

生活困窮者の状況として、経済面だけではなく、家庭やしごと、病気等複合的な課題を抱えている場合が増えており、多機関が連携した包括的な支援が求められています。

■施策の体系



■主要施策

(1) 国民健康保険事業等の健全化推進

国民健康保険制度については、平成 30 年度の制度改革によって、県が財政運営の責任主体となったことから、国保財政の更なる健全化が求められています。

町では医療保険制度の周知を行いながら、被保険者が安心して医療の提供を受けられるために、医療費適正化に向けたジェネリック医薬品の使用促進及び特定健（検）診の受診率向上に努め、歳出の抑制を図ります。

また、保険料収納体制の向上により歳入を確保するなど、収支両面からの一層の運営努力と、本事業の健全化に努めます。

後期高齢者医療制度については、高齢者の保険事業と介護予防の一体的事業実施によって、疾病予防や健康づくりを推進しながら、医療費の伸びを抑制するとともに、医療費に対する正しい知識の啓発を図り、適正な医療機関の受診を働きかけていきます。

介護保険制度については、施策の実施状況や効果を検証した上で、計画期間 3 年ごとの事業計画により、適切な事業推進と財政運営に努めます。

(2) 国民年金制度の啓発

日本年金機構など関係機関との連携を図りながら、広報・啓発活動や年金相談の推進に努めます。

(3) 生活困窮者への包括的な支援

相談者に寄り添い、必要に応じて町社会福祉協議会、中南自立支援相談窓口及び民生委員等と連携し、課題解決に努めます。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
国民健康保険被保険者ひとりあたり年間医療費	千円	299	311	事業年報データより確認。
ジェネリック医薬品の使用割合(数量シェア)	%	81.2	83.5	国保連集計データより確認。
「社会保障」の町民満足度	%	25.7	30.0	アンケート調査により確認。 「満足」「やや満足」の合計

■主要事業

- ジェネリック医薬品の普及
- 多機関協働事業の活用

6 健康保健活動・地域医療体制の充実

■現状と課題

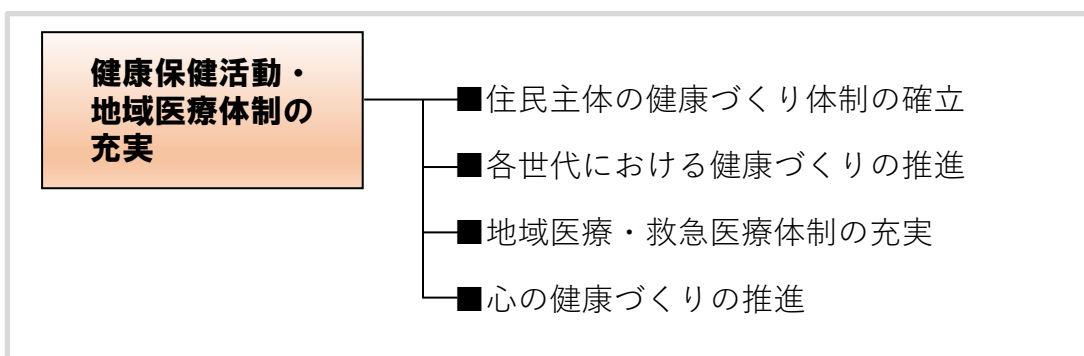


近年、高齢者人口の増加や生活様式の多様化、社会環境の変化等に伴い、生活習慣病や精神疾患、医療費の増大等が課題となっています。

健康でいきいきとした人生を送るために、子どもから高齢者までが主体的・積極的に健康づくりに取り組んでいくことが望まれていることから、健診・運動・食事を柱とした健康増進を実践し、保健・医療・福祉・教育等の各分野が連携し、総合的に健康づくり事業を実施していく必要があります。

また、医療については、住民誰もが身近なところで適切な医療サービスを受けられるために、医療機関との連携強化により、疾病予防から早期発見・治療・機能回復など、各世代に応じた地域医療サービスの提供体制を確立するとともに、休日・夜間や緊急時に安心して医療を受けられる地域医療・救急医療体制の充実を図る必要があります。

■施策の体系



■主要施策

(1) 住民主体の健康づくり体制の確立

住民一人ひとりが「自分の健康は自分で保つ」という意識を持ち、その意識を家族や地域に広げていくために、適切な保健情報の提供を行い、住民の健康づくりに対する意識の醸成を図ります。また、健康推進員、食生活改善推進員等の活動を支援し、健康づくりへ住民の主体的な参画を促進します。

(2) 各世代における健康づくりの推進

保健師等による妊婦・乳幼児の家庭訪問や保健指導、健康診査、育児教室、乳幼児相談等の母子保健事業の充実に努め、地域の中で安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備に努めます。

また、成人保健では、健康の保持・増進のため、特定健診や各種がん検診、健診後の事後指導、健康相談等の充実に努め、住民の健康管理意識の高揚に努めるとともに、食育の推進や肥満の予防など、生活習慣病予防の健康づくり施策を推進します。

さらに、予防接種の重要性の啓発や接種率向上に努め、感染症等の予防を推進します。

(3) 地域医療・救急医療体制の充実

住民が地域で安心して医療を受けられるために、町内の医療機関との連携を強化し、地域医療の充実に努めます。

近隣市町村などと連携し、救急・休日・夜間における救急医療体制の充実に努めます。

また、感染症発症時などにおける関係機関との連携体制を整備し、防疫活動の推進に努めます。

(4) 心の健康づくりの推進

住民が命の大切さを理解し生きがいを持って暮らすために、心の病気に対する知識や自殺予防に関する普及・啓発を行うとともに、心の健康相談を充実するなど、心の健康づくりを推進します。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
特定健診実施率	%	36.1	60	町特定健診実施計画 (第3期)
特定健診指導実施率	%	57.6	70	特定健診法定報告より確認
メタボリックシンドローム 該当者の減少率	%	11.0	20.0	

■主要事業

- 健康診査・保健指導事業
- がん検診事業
- 予防接種率向上事業
- 地域医療検討事業
- 新中核病院整備及び救急、休日、夜間医療、在宅医療体制拡充事業
- 弘前大学医学部附属病院高度救命救急センター運営費補助事業
- 心の健康づくり推進事業

基本目標 3 健全な心と体を育む教育・文化の環境づくり

1 学校教育の充実

■現状と課題



学力の向上については、授業を補助するため、電子黒板やタブレット端末など I C T¹⁴機器の積極的な導入や弘前大学との連携による児童生徒の学習を支援する学習教室の開催を実施しています。電子黒板やタブレット端末については、国の GIGA スクール構想¹⁵に基づき導入が進んでいる状況で、授業での活用における教職員の資質向上が課題といえます。

また、インクルーシブ教育システム¹⁶が提唱されており、加えて、学校教育以外の社会生活においても障がいのある子に対する合理的配慮が求められています。障がいのある子の就学については、教育支援委員会を設置し、適正な就学を図っていますが、インクルーシブ教育の実現に向けては、理念の浸透、チーム・ティーチング¹⁷要員の確保、支援員の配置数の適正化、教育支援委員会の支援体制強化等が必要です。当町では、中南管内の市町村とともに弘前大学と連携しインクルーシブ教育システム推進事業を行っており、助言を受けながら教職員の資質向上を図っていく必要があります。

いじめについては、全国的に大きな社会問題となっており、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。すべての児童生徒が互いに理解・尊重し、明るく健やかに学校生活を送ることを目指し、いじめ防止の対策を総合的かつ効果的に推進することが必要です。

¹⁴ 「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

¹⁵ 全国の児童・生徒 1 人に 1 台の端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する、文部科学省の取り組み。

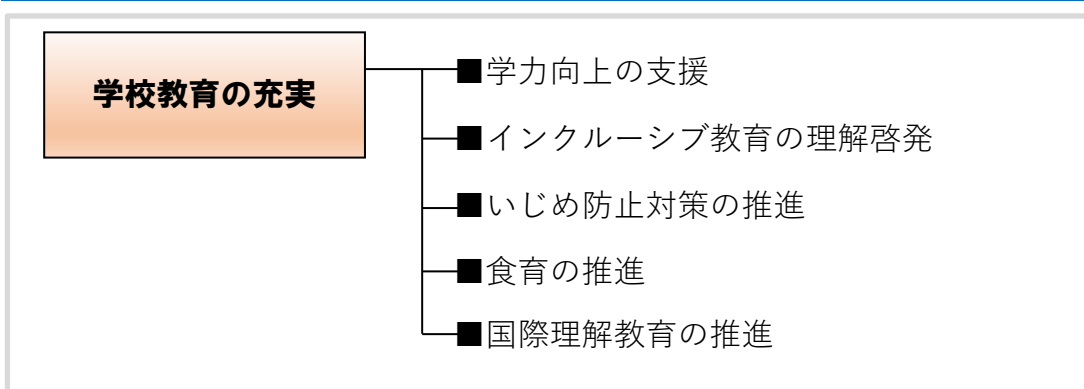
¹⁶ 障がいのある子と障がいのない子がともに学ぶ仕組み。

¹⁷ 複数の教師がチームとなり、授業を行うこと。

児童生徒が生涯にわたって健全な心身を育むため、学校給食を通じて望ましい食習慣の形成を図り、農業体験学習等によって自然の恩恵への感謝の念や地域の産物への理解を深めるといった食育の推進に取り組んでいます。

国際化の時代を迎えて久しい中、わが国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深め、広い視野を持ち様々な分野で活躍する次代の人材を育成するために国際理解教育の取組が必要です。

■施策の体系



■主要施策

(1) 学力向上の支援

ICT機器等の計画的な導入や家庭学習の手引きの活用を実施します。
また、弘前大学と連携し、学生が子どもたちの学習を支援する学習教室を開催します。

(2) インクルーシブ教育の理解啓発

県教育委員会、特別支援学校、ろう学校、弘前大学などの関係機関と連携しながら、研修及び講演会等を開催し、教師及び保護者のインクルーシブ教育の理解啓発を図ります。

また、小学校と中学校の連続した支援体制の構築を図ります。

(3) いじめ防止対策の推進

町・学校・家庭・地域住民及び関係者の連携を図りながら、いじめ防止のための調査研究や対策の検討、いじめが疑われる事案への対応等を行います。また、学校では道徳教育の充実を図り、児童生徒に対する定期的なアンケートなどで実態把握に努めるとともに、教員の資質向上のための校内研修などを実施します。

(4) 食育の推進

児童生徒が、農業の大切さや農作物を育てることの楽しさを体感できる環境づくりを図るとともに、学校給食を通じて望ましい食習慣を身につけるなど、健やかに成長するための食育を推進します。

(5) 国際理解教育の推進

郷土に対する愛着と誇りを育む教育を推進するとともに、外国語指導助手等の活用によるコミュニケーション能力を育成します。

また、海外に中学生を派遣して、現地の人々と交流し、外国の文化に触れることで、視野を広げ将来様々な分野で活躍できる人材を育成します。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
子ども総合学習塾開催回数	日	4	11	
中学生の海外派遣人数	人	—	12	※令和2年度中止
電子黒板配備台数	台	24	49	

■主要事業

- ICT機器購入事業
- 子ども総合学習塾事業
- インクルーシブ教育研修・講演会
- いじめ対策等生徒指導推進事業
- 食育推進事業
- 中学生海外派遣事業

2 青少年の健全育成の推進

■現状と課題



青少年期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う最も重要な時期であり、幼児期及び学童期において健やかな育ちの基盤である家庭の適切な対応と支援が必要となります。

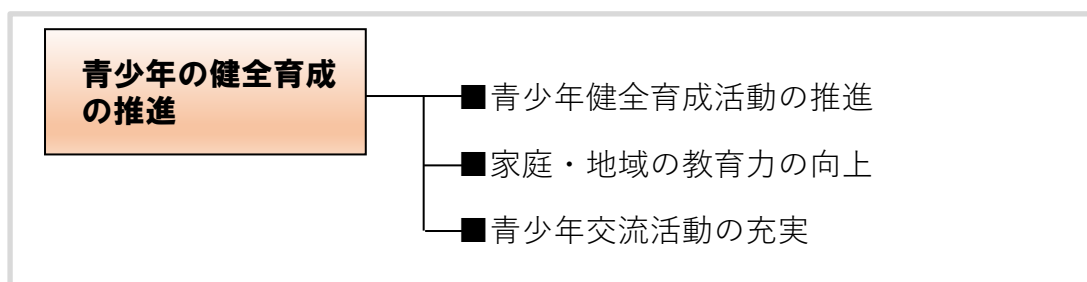
そのため、思春期セミナーの実施、子ども会育成会等関係機関との連携によるジュニアリーダーの養成、放課後子ども教室の拡充、家庭教育への支援など、幼児期から青少年期の体系化された事業実施に努めています。

しかし、青少年を取り巻く環境は、ICTの普及に伴う家族や地域とのコミュニケーション不足、基本的な生活習慣の欠如、社会での体験機会の喪失などがより顕著となっており、特にインターネットの普及に伴い、幼少期から人擬似的・間接的な体験が増加する反面、ものや自然に直接触れるという体験活動の機会の減少もみられます。

また、地域とのつながりの希薄化や親が身近な人から子育てを学んだり助け合う機会の減少等による子育てや家庭教育を取り巻く環境の多様化から、子育てに不安や孤立を感じる家庭や子どもの社会性や自立心、基本的な生活習慣の育成に課題を抱える家庭も多く、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層求められています。

未来を担う青少年の健やかな成長と社会性を形成するため、青少年を取り巻く有害環境対策や体験・交流活動、幼少期から地域活動・事業に参加する機会の提供及び家庭教育支援の充実が重要課題となっています。

■施策の体系



■主要施策

(1) 青少年健全育成活動の推進

学校・家庭・地域等が連携し、地域社会が一体となって、青少年健全育成活動に取り組み、更に活動推進体制の確立を図ります。

また、関係機関・関係団体と連携しながら、地域住民とともに青少年の健全育成、青少年にふさわしい環境づくりを進めます。

(2) 家庭・地域の教育力の向上

すべての親が安心して子育てや家庭教育を行えるよう取組を充実していくとともに、急速に普及したICTの利用に関するマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知し、地域においては自然体験や地域文化の伝承活動など、地域とふれあう環境づくりを進め、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

(3) 青少年交流活動の充実

様々な体験・交流活動や地域活動、文化・スポーツ活動、ボランティア活動などの充実を図り、幼少期から地域活動・体験活動等に参加する機会を拡充・提供し、青少年の積極的な参画につなげられるよう、学校や関係機関・関係団体等との連携を推進します。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
青少年健全育成事業参加者数	人	31	50	青少年健全育成事業・少年補導協力会活動の参加人数
家庭教育支援事業参加者数	人	33	130	家庭教育講座及び子育て相談事業参加者数
リーダー研修参加者数	人	—	180	リーダー研修(夏・冬実施)参加者数 ※令和2年度中止
放課後こども教室参加者数	人	322	420	放課後こども教室参加者数
「青少年の健全育成環境」の町民満足度	%	21.1	25	アンケート調査により確認。「満足」「やや満足」の合計

■主要事業

- 青少年健全育成事業
- 家庭教育支援事業
- 青少年交流活動事業
- 放課後こども教室推進事業

3 生涯学習環境と図書館活動の充実

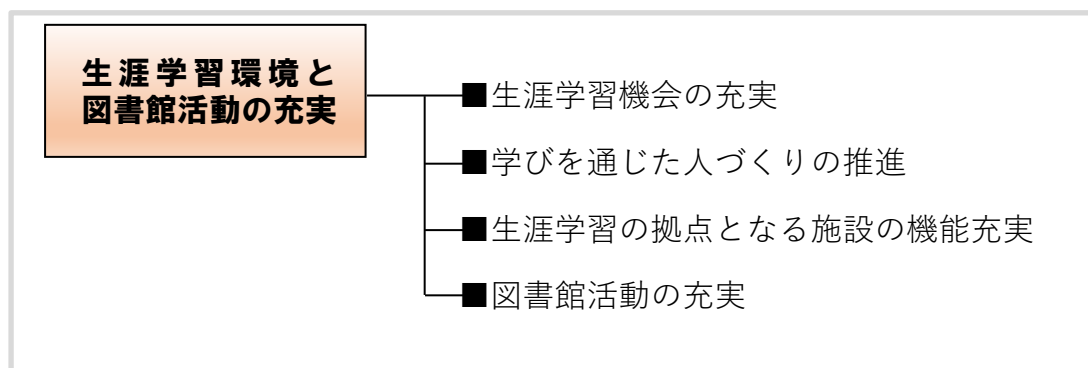
■現状と課題



社会構造の変化等により、今後は自立・協働を通じて新たな価値を創造していく「生涯学習環境」を充実させる必要があります。子どもたちには「生きる力」、成人には自立したひとりの人間として力強く生きていくための「総合的な力」が求められており、これらの力は、生涯にわたって様々な学習経験を積む中で身につけられます。そのため、すべての住民がライフステージに応じて様々な学習機会を得ることが重要であり、さらに、学習成果を社会生活・職場環境に生かすことができる「生涯学習環境」の充実を図ることが必要です。

また、住民の多様な学習ニーズに対応した図書や資料を収集・提供し、住民の身近で学習活動の支援を行うために図書館機能及び図書館活動を更に充実させることが必要です。

■施策の体系



■主要施策

(1) 生涯学習機会の充実

住民が主体的に生涯学習に取り組むために、地域の人材等を活用しながら、あらゆる世代に向けた学びの機会の提供、さらには、わかりやすい、魅力的な情報発信と学習機会を提供するとともに、社会教育団体、各種サークル活動の活性化のために、助言や情報提供を行うなど、住民や団体の交流促進に努めます。

(2) 学びを通じた人づくりの推進

地域課題の解決や地域の活性化などの地域づくりに取り組む人材を育成するため、生涯学習の成果を社会参画や社会貢献の活動につなげる実践的な学習機会の提供を推進します。

また、各種団体と連携して、生涯学習を指導するリーダーやボランティアの育成支援に努めます。

(3) 生涯学習の拠点となる施設の機能充実

住民の自発的・主体的な学びを支援するため、住民のニーズに対応した生涯学習の場所づくりや住民が快適に施設を利用することができるように、生涯学習施設の管理運営を担う町文化協会と連携しながら、各施設の機能充実や社会教育団体の連携強化に努めます。

(4) 図書館活動の充実

地域の「知と情報の拠点」として、定期的な新刊蔵書の整備を行い、利用者の増加や利用しやすい環境づくりを目指すとともに、郷土資料の収集を通じて、郷土の歴史や文化に触れる機会を増やすなど、図書館サービスの向上に努めます。

併せて、子どもたちの感性を磨き、創造力を豊かにする読書活動の普及・啓発を推進するため、読書活動のボランティアやグループの育成、ネットワークづくりや活動機会の拡充に努めます。

また、新しい生活様式に沿った情報提供及び新たな学びのきっかけづくりを進めていくため図書館機能の充実を図ります。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
町の講座や教室など生涯学習活動に参加した町民の数	人	4,198	6,800	町事業・教育委員会事業・文化協会事業参加者数
図書館利用者数	人	7,462	12,000	図書館来館者及び県内外相互貸借利用者数
読み聞かせの参加人数	人	606	800	おはなし会参加者数
「生涯学習環境」の町民満足度	%	23.0	30.0	アンケート調査により確認。「満足」「やや満足」の合計

■主要事業

- 学習機会充実事業
- 学びからの人づくり事業
- 生涯学習施設機能充実事業

4 芸術・文化活動、交流活動の充実

■現状と課題



「ものの豊かさ」より「心の豊かさ」の価値観が高まる中、生活の豊かさを高め、町に個性や特色を生み出す役割の一つに、文化活動の進展が挙げられます。

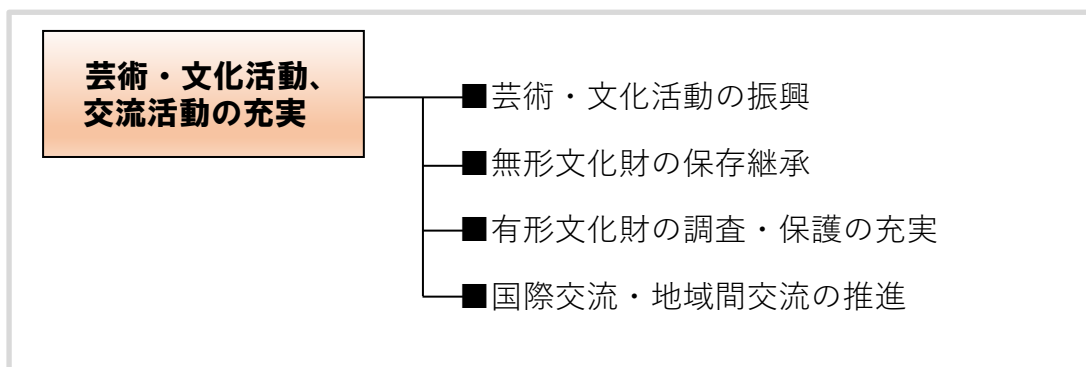
また、地域を基盤とする芸術・文化活動、交流活動は、人々の心を豊かにするとともに、連帯感や地域への帰属感を培っていくことが期待され、豊かなコミュニケーションを通じたまちづくりにも大きな効果をもたらすものです。

当町では、多くの文化団体が、それぞれの目的に応じた多種多様な芸術・文化活動を行っています。文化団体の育成・支援や、文化行事の実施により、芸術・文化活動の振興に努めることが必要です。

また、当町には、多くの伝統芸能、伝統行事等の無形文化財がありますが、後継者不足により存続の危機に陥っており、史跡や天然記念物、埋蔵文化財等の貴重な有形文化財は保存状態の悪化が懸念されるため、いずれも適切な支援・保護が必要です。

諸外国や様々な国内地域の人々との文化交流は、多くの分野で町の活性化を促すことが期待されることから、更に推進する必要があります。

■施策の体系



■主要施策

(1) 芸術・文化活動の振興

住民が多彩な芸術文化を鑑賞する機会や、日頃の活動の成果を披露する機会の充実を図るとともに、芸術・文化活動の発信拠点及び住民の交流拠点の一層の利用促進を図ります。

(2) 無形文化財の保存継承

無形文化財の継承が危ぶまれていることから、保存団体や学校等との連携を推進し、子どもたちが伝統文化を体験し、関心を持つきっかけとなるような機会を充実させるなど、保存継承活動を支援します。

(3) 有形文化財の調査・保護の充実

史跡、天然記念物、埋蔵文化財等の貴重な有形文化財の現状を調査し、適切な保護を進めます。

(4) 国際交流・地域間交流の推進

諸外国や国内地域の幅広い分野で、異文化との交流や理解を深め、グローバル化に対応できる人材の育成や地元への愛着を醸成するため、国際交流や地域間交流を推進します。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
文化センター利用者数	人	10,113	33,000	文化センター利用実績
無形文化財保存継承事業の 参加者数	人	160	170	講座・練習等への参加者数
有形文化財調査・保護件数	件	3	3	有形文化財数
「文化芸術環境」の町民満 足度	%	20.9	30.0	アンケート調査により確認。 「満足」「やや満足」の合計

■主要事業

- 芸術文化活動支援事業
- 無形文化財継承支援事業
- 有形文化財調査・保護事業
- 地域間交流推進事業

5 生涯スポーツ活動の充実

■現状と課題

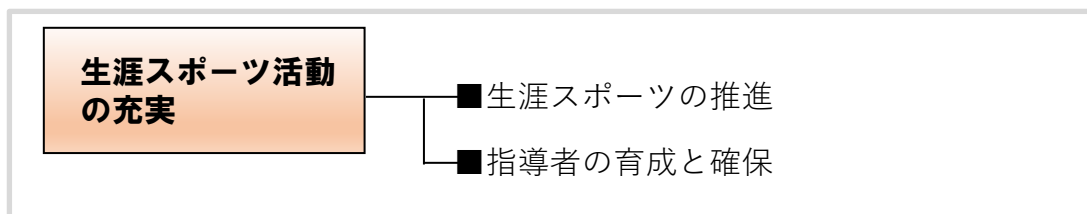


近年、健康や体力づくりに対する関心はますます高まっており、住民のスポーツ活動に対するニーズは増大かつ多様化の傾向にあります。

当町のスポーツ活動は、町スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブを通じて、各種スポーツ活動が活発に行われています。これらの自主的な活動を行うスポーツ団体の育成・支援をはじめ、スポーツ施設の設備充実、各種スポーツ大会の開催など、スポーツの振興に関する多様な取組を推進しています。

スポーツ人口が増加傾向の一方で、指導者不足が懸念されており、指導者の育成・確保が大きな課題となっています。

■施策の体系



■主要施策

(1) 生涯スポーツの推進

子どもから大人、高齢者や障がいのある人などが、気軽にスポーツを楽しむことができるように、町スポーツ協会と連携し、競技スポーツだけではなく、通年での健康・体力づくりや仲間づくりを目的としたスポーツ活動を実施し、住民相互のふれあいや交流を促進します。

また、多様なライフスタイルにあったスポーツ教室の開催や情報発信、プログラムメニューの提供により、スポーツ人口の増加を目指します。

(2) 指導者の育成と確保

技術指導だけでなく、住民のニーズに応じた柔軟な指導ができる人材を育成するとともに、町スポーツ協会と連携して、指導者の育成とスポーツ人材バンク制度の構築を図ります。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
スポーツプラザ利用者数	人	29,802	46,000	スポーツ協会からの実績報告
週1回以上のスポーツ活動を実施している町民の割合	%	18.6	30.0	アンケート調査により確認。「している」の割合
「スポーツ環境」の町民満足度	%	25.0	35.0	アンケート調査により確認。「満足」「やや満足」の合計

■主要事業

- スポーツ活動推進事業
- 指導者育成事業

基本目標 4 安全・安心に暮らせる生活環境づくり

1 消防、防災・減災対策の充実

■現状と課題



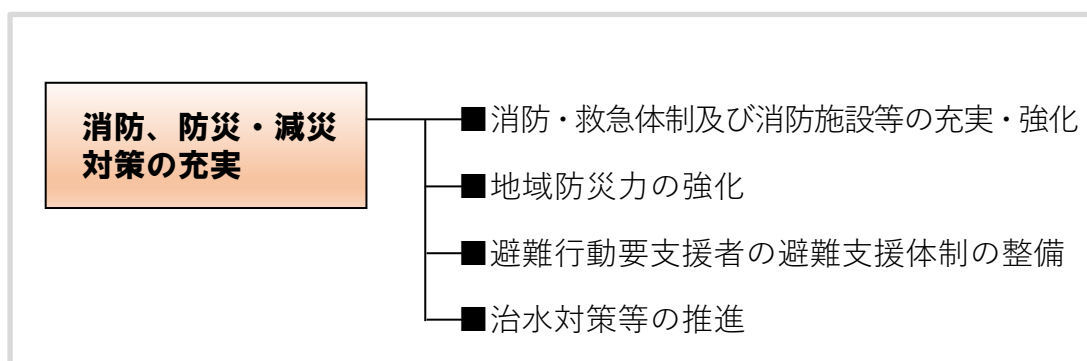
高齢化の進行により社会環境や生活環境が変化し、消防・救急需要は多様化しています。また、近年は、地球温暖化の影響による自然災害や東日本大震災といった広域的な大規模災害の発生など予断を許さない状況にあり、関係機関・団体と連携した防災体制の充実が求められています。

このような状況の中、町では災害発生時の防災拠点の要となる役場本庁舎を耐震補強し、災害情報等を伝達する防災行政無線の機能強化を実施しました。また、町内会に対しては『自らの地域は自ら守る。』という自主防災に対する防災意識の高揚を図り、自主防災組織の設置を推進してきました。

しかし、人口減少や高齢化の進行を背景に、地域の消防の要である消防団においては、団員確保が困難となりつつあり、消防力の低下が懸念されています。

今後はこれまでの取組を一層進めるとともに、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる避難行動要支援者への対策や、複雑化・多様化する各種災害に備えるため、更なる防災意識の高揚と知識の普及による地域防災力の向上を図り、総合的かつ計画的に防災体制の整備を進めていく必要があります。

■施策の体系



■主要施策

(1) 消防・救急体制及び消防施設等の充実・強化

火災をはじめとする各種災害に的確に対応し、地域の防災力を向上させるため、地域防災の担い手である消防団の消防施設・設備等の更新や維持管理、消防団員の確保や技術向上を図り、消防力を強化します。

また、消防水利施設の整備を計画的に進めます。

さらに、町民を対象としたAED¹⁸の使用方法など応急処置に関する講習会を開催し、救命に関する知識の普及に努めます。

(2) 地域防災力の強化

地域における自主防災組織の育成・支援及び防災訓練・避難訓練の自主的な開催を推進し、平時からの防災・減災意識の向上を図り、地域防災力の強化に努めます。

(3) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる避難行動要支援者に対して、関係機関・団体との連携強化を図りながら、横断的な避難支援体制を構築します。

¹⁸ Automated External Defibrillator(自動体外式除細動器)の略で、心臓に電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器のこと。

(4) 治水対策等の推進

ゲリラ豪雨に対応するため、河川改修など治水対策の推進を図るとともに、用排水路の改修・機能維持を図り、水害の未然防止に努めます。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
消防水利施設充足率	%	93.9	100.0	弘前地区消防事務組合からの 情報提供
消防団員数	人	337	359	
自主防災組織数	団体	10	24	
防災・防火訓練に参加して いる町民数	人	150	720	
「防災体制」の町民満足度	%	33.6	37.0	アンケート調査により確認。 「満足」「やや満足」の合計
「消防・救急体制」の町民 満足度	%	41.9	45.0	アンケート調査により確認。 「満足」「やや満足」の合計
避難行動要支援者名簿受領 町内会数	団体	16	24	

■主要事業

- 消防施設等整備事業
- 消防団員確保対策事業
- 自主防災組織育成事業
- 避難行動要支援者支援体制整備事業

2 交通安全・防犯対策の推進

■現状と課題



交通安全について、町全体の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢者による交通事故の割合が年々増加しています。また、全国では登下校中の児童・生徒が死傷する痛ましい交通事故が発生しています。

このような状況の中、当町では交通事故を未然に防ぐため、警察署、交通安全協会藤崎支部、交通安全母の会などの関係機関・団体と連携して、交通安全の啓発活動や交通安全教室を実施しています。また、関係機関との合同点検により通学路の安全確保に努め、交通安全施設の整備を進めてきました。

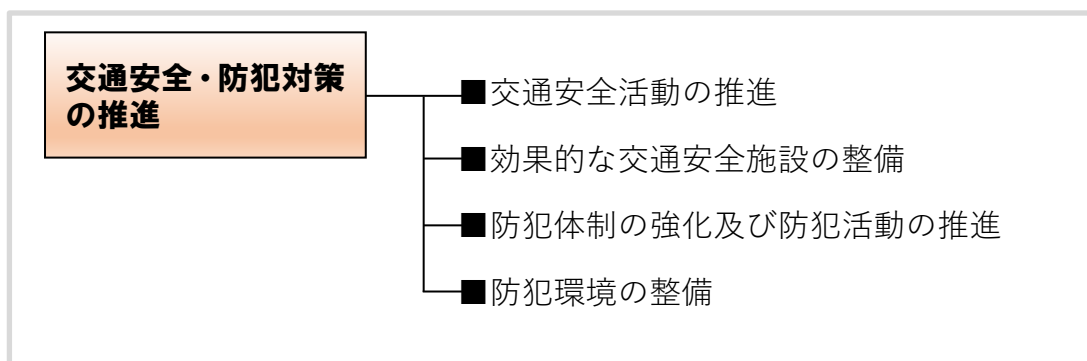
交通事故の発生を防止するためには、交通安全意識の更なる高揚と効果的な交通安全施設の整備に取り組み、交通安全対策を充実させる必要があります。

防犯対策について、当町の刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、特殊詐欺被害や子ども、女性に対する声掛け行為等は後を絶ちません。

このような状況の中、当町では町民が各種犯罪に遭わないようにするため、防犯灯の設置などの防犯環境の整備に努め、関係機関・団体と連携して防犯パトロールを実施しています。

今後も犯罪の発生を防止するために防犯体制を強化し、防犯意識の更なる高揚を図るとともに、防犯灯の設置や防犯パトロールを継続して行い、“犯罪がない”、より一層安全で安心な環境づくりを進めていく必要があります。

■施策の体系



■主要施策

(1) 交通安全活動の推進

交通事故の発生を防止するため、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育及び関係機関・団体と連携した交通安全運動を推進・展開し、町民の交通安全意識の高揚を図ります。

(2) 効果的な交通安全施設の整備

町民の交通安全や児童・生徒の通学路の安全を確保するため、区画線・カーブミラー・視線誘導標・注意喚起看板等の交通安全施設の効果的な整備を図ります。

(3) 防犯体制の強化及び防犯活動の推進

町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、関係機関・各種団体と連携して防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみの防犯体制を強化し防犯活動の推進に努めます。

(4) 防犯環境の整備

各種犯罪から町民を守るため、防犯灯の設置・維持管理等の防犯環境整備を図ります。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
交通事故発生件数	件	43	39	弘前警察署からの情報提供資料
「交通安全対策」の町民満足度	%	34.3	38.0	アンケート調査により確認。 「満足」「やや満足」の合計
「防犯対策」の町民満足度	%	28.7	33.0	アンケート調査により確認。 満足」「やや満足」の合計

■主要事業

- 交通安全活動推進事業
- 交通安全施設整備事業
- 防犯体制・活動強化事業
- 防犯環境整備事業

3 消費者対策の推進

■現状と課題



近年、高齢化や高度情報通信社会の進展により利便性が向上する一方で、商品やサービスの多様化に伴い消費者トラブルも巧妙かつ悪質になっており、消費者対策の大きな課題となっています。

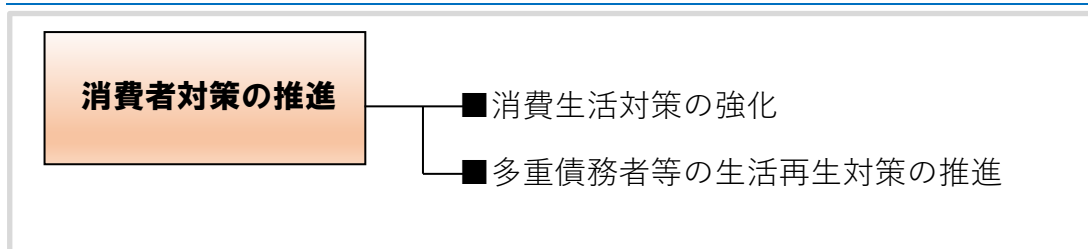
弘前圏域定住自立圏で協定を結び、消費生活に関する相談窓口を運営しており、相談件数は圏域全体では増加傾向にあります。

当町では令和2年11月に、これまでの相談窓口紹介ネットワークから消費者安全確保地域協議会（法定協）に移行したことで、防犯部局との連携が円滑になり情報提供もスムーズになりました。

今後は、弘前圏域定住自立圏での消費者相談受付を継続しながら、消費者トラブルの早期解決や消費者被害の未然防止のため、啓発活動の充実に努める必要があります。

また、多重債務者の存在も大きな社会問題となっており、当町では多重債務者の経済生活再生事業に資金を預託しています。これまでの活用実績は少ないですが、多重債務者が潜在していることを考慮し、地域住民の生活の維持・向上、再建に必要な同事業についても周知を積極的に行う必要があります。

■施策の体系



■主要施策

(1) 消費生活対策の強化

巧妙化・悪質化する消費生活被害を未然に防止するため、啓発及び情報提供を強化するとともに、消費者安全確保地域協議会や弘前圏域定住自立圏での連携により消費生活相談体制の充実を図り、消費者が相談しやすい環境づくりを行います。

(2) 多重債務者等の生活再生支援の推進

消費者信用生活協同組合（信用生協）が実施する貸付制度等の周知に努め、生活困窮者や多重債務者等への生活再建支援に取り組みます。

また、消費生活の中での小さな悩みや疑問等に対応する相談窓口の活用を促し、生活の安定と向上を図ります。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
消費者相談件数	件	28	38	弘前市市民生活センターの相談件数(相談窓口周知による)
多重債務者等経済生活再生支援資金貸付金の貸付件数	件	1	3	消費者信用生協貸付実績
「消費者対策」の町民満足度	%	20.9	25.0	アンケート調査により確認。「満足」「やや満足」の合計

■主要事業

- 弘前圏域消費生活相談事業
- 消費者安全確保地域協議会事業
- 多重債務者等経済生活再生事業

4 道路・公共交通の整備充実

■現状と課題



当町は、ＪＲ奥羽本線とＪＲ五能線が走り、国道７号と国道３３９号の幹線道路が交わっており、青森市、弘前市などを結ぶ交通の要衝となっています。

自動車の利用は生活に不可欠で、交通量の増加や車両の性能向上・大型化に対応する道路網の整備や改良、既存道路の安全利用など、道路の維持補修は生活に密接に結びついています。

また、高齢者や通学途中の児童などが巻き込まれる交通事故が多発していることから、歩行者の安全・安心を考慮した交通安全対策が強く求められています。

さらに、近年は短期間に集中した降雪となる傾向があり、冬期間における道路の安全性や快適性の確保が一層難しくなっています。

冬期間に安全で快適な道路空間を確保するためには、生活基盤を支える道路の整備に加え、効率的で地域の事情に応じた除雪と運搬排雪、雪寄せ場の確保、消融雪溝の整備等を推進していく必要があります。

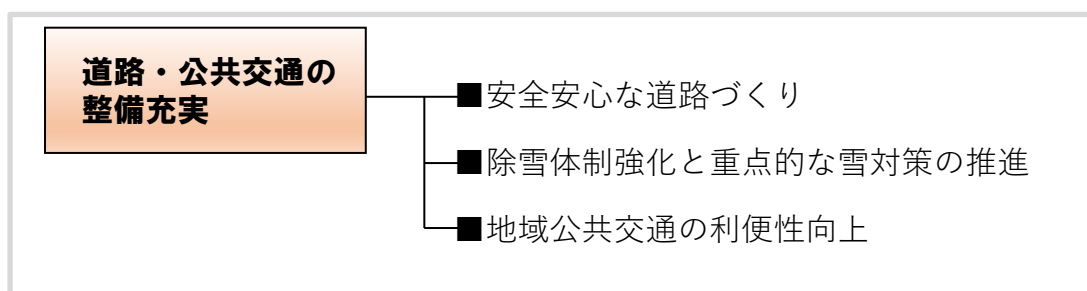
鉄道については、北常盤駅、藤崎駅、林崎駅の３駅を有しており、うち藤崎駅は、五能線リゾートしらかみの停車駅にもなっています。ＪＲ北常盤駅は駅舎や東西連絡自由通路、駐車場などの老朽化が進んでいるため、今後は大規模修繕の検討も必要となります。また、令和５（２０２３）年春以降に予定されている Suica 導入に合わせた駅機能の検討が必要です。

路線バスについては、弘南バスが運行しており、弘前市や五所川原市、青森市浪岡地区を結んでいますが、年々利用者は減少しており、沿線自治体が支援している状況です。今後の利用者増加に向け、交通系ＩＣカードの導入や利用促進の強化など新たな取組の検討が必要です。

また巡回バス（コミュニティバス）については、今後も高齢者の利用増加が見込まれ、きめ細やかな運行ルートの設定や運行時間の編成が必要です。

住民の生活維持のため、関係機関や弘前圏域定住自立圏などの近隣市町村と連携し、公共交通のあり方を広域的課題として検討する必要があります。

■施策の体系



■主要施策

(1) 安全安心な道路づくり

快適な道路環境のため、調査点検により安全性の高い道路整備を実施します。

また、高齢者や子どもたちの交通安全に配慮した道路づくりを推進します。

さらに、国道・県道の改良整備等を積極的に働きかけ、町道を含めた一体的な道路網整備に努めます。

(2) 除雪体制強化と重点的な雪対策の推進

効率的かつ効果的な除排雪を実施するため、地域の事情を把握し、路線ごとの適切な排雪作業を推進します。

また、初期除雪の徹底を図るとともに、吹きだまりなど危険箇所への迅速な対応、歩道除雪の実施により、安全安心な道路・歩道空間を確保します。

さらに、消融雪溝及び防雪柵の整備や未利用私有地の雪寄せ場としての活用を検討します。

(3) 地域公共交通の利便性向上

地域公共交通であるＪＲ奥羽本線・ＪＲ五能線、弘南バスの各路線について、利便性向上を関係機関に働きかけるとともに、ＪＲ各駅周辺の安全で快適な環境整備を推進し、利用客の増加を図ります。

また、巡回バス（コミュニティバス）の運行について、利用者ニーズを踏まえて、安全できめ細かな運行サービスの実現を図ります。

■主な成果指標

指標名	単位	令和２年度 (実績)	令和８年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
町道改良率	%	63.1	66.0	道路台帳により確認。 (道路構造令該当率)
除雪技術向上意見交換会等 開催数	回	3	5	
雪寄せの住宅地における空 き地の活用箇所数	箇所	27.0	40.0	
北常盤駅１日平均乗車数	人	390	429	ＪＲ東日本資料
「道路整備」の町民満足度	%	40.5	50.0	アンケート調査により確認。 「満足」「やや満足」の合計
「除排雪」の町民満足度	%	33.9	40.0	アンケート調査により確認。 「満足」「やや満足」の合計
「公共交通」の町民満足度	%	21.1	25.0	アンケート調査により確認。 「満足」「やや満足」の合計

■主要事業

- 道路改良及び舗装補修事業
- 橋梁長寿命化計画事業
- 消融雪溝及び防雪柵整備事業
- 除排雪事業
- 北常盤駅・藤崎駅管理・維持業務
- 津軽地域路線バス維持資金補助事業
- 巡回バス（コミュニティバス）運行事業
- 地域公共交通計画策定事業

5 情報基盤の整備充実

■現状と課題



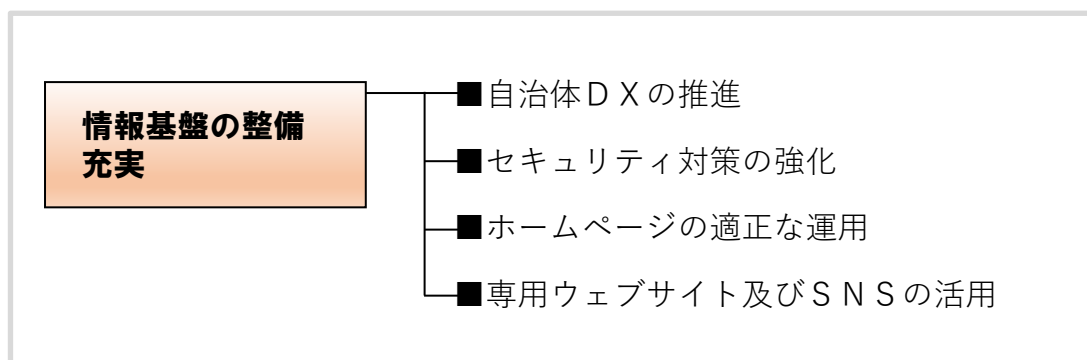
当町の情報基盤は、行財政に係る情報のほとんどをシステム管理しているため、高速化・大容量化に対応する高度なICTへの対応が必要ですが、今後、国が推進する自治体DX推進計画¹⁹に則り、情報システムの共通化、行政手続きのオンライン化等を進めるなど、更なる対応が必要となります。

また、マイナンバー制度の普及に伴う個人情報保護のため、セキュリティの強靱化を実施し、管理運営する職員の情報管理意識や技術の向上を図り、情報の漏えいや滅失の防止に努めています。

ホームページについては、災害情報やイベント情報など即時性を重視しながら、情報を閲覧しやすい配置設計を考え、閲覧者を目的のページに誘導する工夫が必要です。

戦略的に推進する分野として、施策の対象者に特化して情報発信し、効果を上げるため、専用のウェブサイトとSNSサイトを運用しています。

■施策の体系



¹⁹ デジタル社会の構築に向けた取組みを全自治体において着実に進めていくため、2020年（令和2年）12月に、総務省が策定した計画。

■主要施策

(1) 自治体D Xの推進

情報システムの共通化や行政手続きのオンライン化など、国が推進する自治体D X推進計画を着実に進めていきます。

(2) セキュリティ対策の強化

自治体D X推進計画に伴い、更に重要度を増す個人情報保護のため、急速に進化するICTへ対応したセキュリティ対策を強化します。また、個人情報を取り扱う職員の情報管理意識や技術向上のため、教育研修を実施します。

(3) ホームページの適正な運用

ホームページを効果的に運用し、広報紙では対応しきれない、より即時のきめ細かな情報提供を行います。

また、関連サイトへのリンクなどホームページのみにとどまらず、幅広い情報提供を可能とするネットワーク構築を図ります。

(4) 専用ウェブサイト及びSNSの活用

住民サービスにより密着し、かつ利用割合が高いと考えられる情報については、専用のウェブサイトとSNSサイトを活用し、より積極的な情報提供を行います。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
個人情報漏えい等件数	件	0	0	努力目標
ホームページへのアクセス数	件	797,847	1,038,000	ホームページアクセス数
サイトアクセス数(フェイスブックの「いいね」含む)	件	42,052	63,078	ウェブサイトアクセス数

■主要事業

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○自治体DX推進事業○セキュリティ対策事業○ホームページ運用事業 |
|--|

6 市街地と憩いの空間の整備

■現状と課題



当町は、令和 12 年度（2030 年度）を目標年次として、平成 22 年に「都市計画マスタープラン」を策定しています。

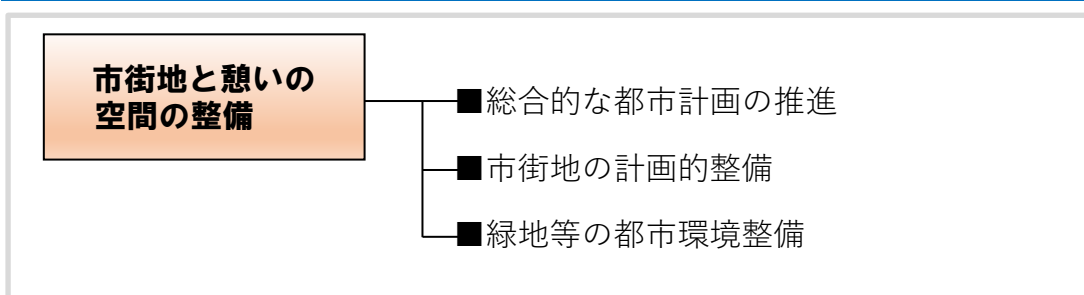
総合計画及び都市計画マスタープランの各将来都市構造では「にぎわいゾーン（市街地・商業）」、「うるおいゾーン（住宅地・新宅地創出）」、「やすらぎゾーン（農業・農村定住）」、「活力ゾーン（産業）」4 つに区分していることから、適正な土地利用を行うとともに、社会情勢の変化などに応じて都市計画区域のあり方や都市計画マスタープランの見直しを検討することが必要です。

また、住民が自然を感じ、安らぐことができるように、緑地や公園の整備と維持管理に努め、人口の増加や住民のニーズに応えられる良好な市街地環境の整備を行う必要があります。

そのためには、藤崎地区における市街化区域と市街化調整区域、常盤地区における土地利用の状況と農業振興地域としての農用地の保全について、より一体となった取組が必要です。

また、遊休土地の利用促進については、関係各課との連携により対応しています。

■施策の体系



■主要施策

(1) 総合的な都市計画の推進

市街地環境の形成や都市機能の集積を高めるため、他の計画や社会情勢の変化などに応じて都市計画区域の見直しを行い、都市計画の推進に努めます。

(2) 市街地の計画的整備

魅力ある市街地形成に向け、広報・啓蒙活動などを通じてまちづくりへの住民の気運を高めながら、土地利用の適正化に努め、良好な市街地環境の整備を計画的に推進します。

また、雪に強いまちづくりのため、新たな開発行為にあたっては、開発用地内に一時的な堆雪場を設けるなどの適切な開発誘導を行います。

(3) 緑地等の都市環境整備

環境や景観に配慮した地域住民に身近な緑地を、都市環境整備に合わせ計画的に推進するとともに、公園遊具の安全管理を徹底します。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
「市街地整備」の町民満足度	%	32.6	40.0	アンケート調査により確認。 「満足」「やや満足」の合計
「公園・緑地整備」の町民満足度	%	28.2	32.0	アンケート調査により確認。 「満足」「やや満足」の合計

■主要事業

- | |
|--------------------------|
| ○都市計画基礎調査事業
○都市環境整備事業 |
|--------------------------|

7 住宅対策の充実と移住・定住の促進

■現状と課題



当町は、津軽地方のほぼ中央に位置し、青森市や弘前市に近接する交通立地条件に恵まれており、これまでもベッドタウンとして宅地開発を進めてきましたが、国の総人口が減少に転じ、当町においても人口減少が進んでいます。

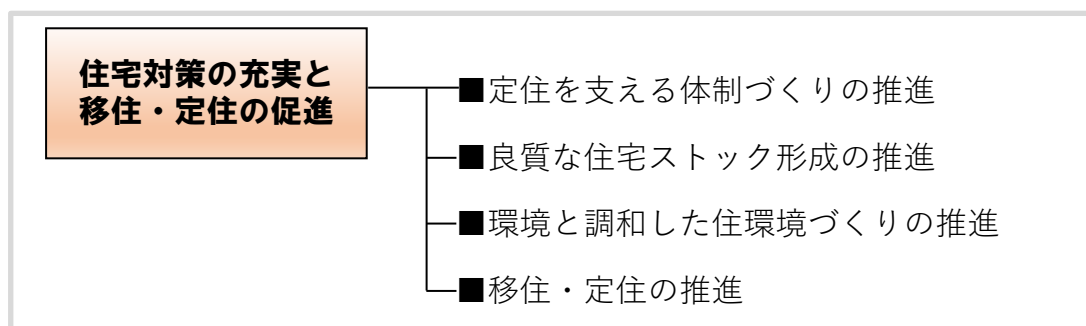
このような動向を踏まえ、子どもから高齢者まで住み慣れた地域で安心して快適に暮らせるように、住宅環境整備を促進する必要があります。

町営住宅については、住宅の予防保全的な維持管理を推進し、長寿命化と維持経費等の縮減を図るとともに、将来必要な住宅ストック数に向けた住宅施策を進めていく必要があります。

これまで、人口減少対策として、公営住宅の環境整備のほか、町への移住促進を図り、地域の活性化を目的に住宅の取得費用等の助成を実施し、一定の成果が得られたことから、今後は空き家を活用した広域での取組の検討が必要です。

弘前圏域空き家・空き地バンク協議会との連携や令和3年に配置した、移住定住コーディネーターを中心に、町内の空き家・空き地の現状を把握して、住宅の登録による情報の一元管理や住宅の所有者との協議調整など、空き家を有効活用するための体制をつくっています。

■施策の体系



■主要施策

(1) 定住を支える体制づくりの推進

定住の促進には、住宅の確保が重要となるため、空き家を活用した広域での取組を検討します。

(2) 良質な住宅ストック形成の推進

民間住宅については、住宅の基本性能の向上を図るため、住宅情報の普及啓発、耐震化やリフォームを促進し、町営住宅については、適正な維持管理のもと、民間の資金や技術・ノウハウなどを活用しながら長寿命化を図り、良質な住宅ストック²⁰の形成を推進します。

(3) 環境と調和した住環境づくりの推進

恵まれた自然環境や立地条件を生かし、環境に配慮した住宅づくりによる環境と調和した住環境づくりを推進します。

また、土地の有効利用を促進するため、住宅地における遊休土地について、移住・定住につながる住宅施策を関係各課と検討します。

(4) 移住・定住の推進

首都圏から地方への人の動きを活性化させるため、地域おこし協力隊の招致を行います。

また、移住定住コーディネーターの登用によって、これまで不備であった情報発信及びPR施策を強化します。

それにより、よそもの視点や持ち前のスキルを生かしながら、行政ができない地域おこし施策を手がける人材の活躍をもって、地域の良さを内外に発信できるようにしていきます。

²⁰ 住宅の保有と適切な維持・管理のこと。

また、弘前圏域空き家・空き地バンク協議会と連携して、空き家・空き地等の物件登録の増加策や制度活用の周知に取り組み、移住・定住を検討する人が、地域の遊休資産を有効活用できる環境の向上を図ります。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
「住宅施策」の町民満足度	%	29.9	35.0	アンケート調査により確認。 「満足」「やや満足」の合計
空き家・空き地バンク登録数 (計画期間累計)	件	1	14	

■主要事業

- 住宅耐震化促進事業
- 移住・定住促進関連事業
- 空き家・空き地バンク運営事業
- 移住支援金対象事業所登録推進事業
- ふじさき移住すまいづくり事業

基本目標 5 快適な生活基盤づくり

1 自然環境の保全と景観形成

■現状と課題

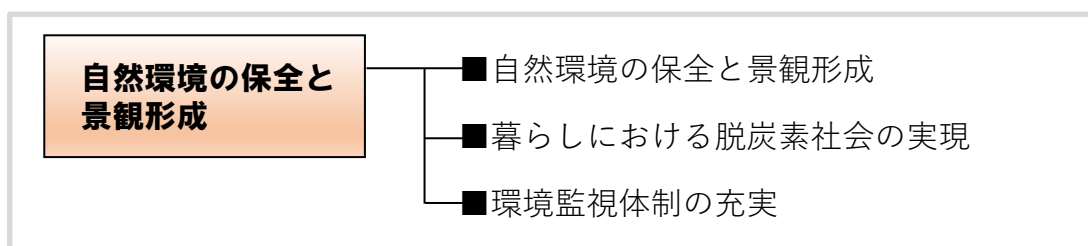


温室効果ガスの増加による地球温暖化は世界的な問題であることから、当町においても温室効果ガスの排出抑制の取組を行ってきました。

日本においても環境問題に対する意識が高まる中、地域における「脱炭素社会の実現」に向け新たな取組も始まっていることから、更なる環境負荷を軽減するため、公共施設への太陽光発電設備の拡大や電気自動車の導入など、省エネルギー化や再生可能エネルギーの有効活用を図るため、関係各課と連携して検討を進める必要があります。

また、良好な環境の維持・創出に対する住民意識の高揚のため、施策の充実に努めていくとともに、住民や事業者との協働により自然環境や景観を保全・活用していく必要があります。

■施策の体系



■主要施策

(1) 自然環境の保全と景観形成

自然環境や景観の保全・活用に取り組むため、学校教育や生涯学習活動等を通じて、自然環境保全への理解を深める環境教育、環境学習体制の拡充を図ります。

また、環境保全活動を実施している住民やボランティア団体等の育成と活動支援体制を整備し、地域自然環境の悪化や公害発生を未然に防ぐよう努めます。

(2) 暮らしにおける脱炭素社会の実現

環境に配慮したライフスタイルへの転換、温室効果ガスの排出抑制や省エネルギーに向けた地域ぐるみの環境対策を推進します。

また、環境にやさしい再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、地域の強みを生かした持続的な社会を目指す取組を図ります。

(3) 環境監視体制の充実

県や住民等との連携による自然環境の監視活動を強化するとともに、地域環境の悪化や公害発生などに対する適切な指導を行い、未然防止に努めます。

また、良好な環境を維持・創出するため、住民・事業者等への周知活動による情報共有を図ります。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
温室効果ガス排出量削減率	%	1.5	5	町地球温暖化防止対策実行計画による調査
スマートムーブ通勤 CO2 削減量	kg-CO2	651.6	716.8	毎年10月1日から31日まで を月間として実施。 目標値：令和8年度までに削減 量10%目標

■主要事業

- 自然環境保全活動事業
- 地球温暖化防止対策事業
- 環境監視体制強化事業

2 水道の整備

■現状と課題



水道は、健康で快適な住民生活に欠くことのできない重要な生活基盤であり、当町の水道普及率は高い水準ですが、水道水の供給を維持していく上で、老朽化が進む施設・管路の更新は重要な課題となっています。

東日本大震災や異常気象がもたらす大規模災害への備えの必要性を背景に、これまで以上に危機管理対策の強化が求められています。

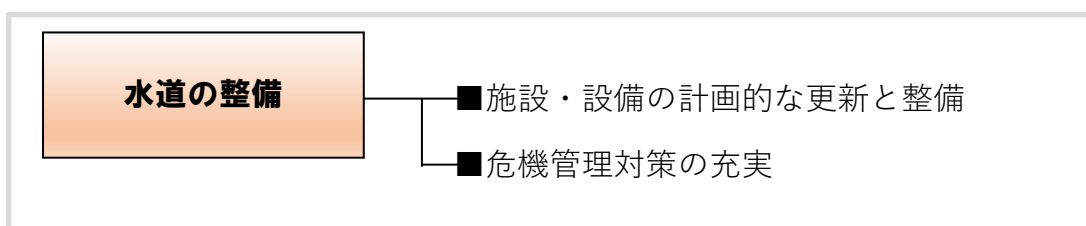
また、人口減少社会により水道水需要も減少傾向にあり、水利用の変化における給水収益の減少が課題となっています。

経営基盤の強化を図りながら、健全な財政収支の確保、効率的な施設整備、未収金対策等の諸問題を早期に解決する必要があります。

さらに、耐震化について、大規模地震等による水道使用への不便・不安等が生じることなく安定した給水を行うため、水道施設全体を更新・改修することにより、被害を最小限に食い止めることが必要です。

特に、避難所等となる重要施設に供給する管路の優先など、水道施設の効率的・効果的な耐震化を図るとともに、災害時を想定した水供給の体制を整備する必要があります。

■施策の体系



■主要施策

(1) 施設・設備の計画的な更新と整備

耐用年数を超えた老朽化が著しい設備や管路、設備を計画的に更新・整備します。

(2) 危機管理対策の充実

災害に対する予防や減災、応急給水方法など危機管理を行います。

また、水道施設の耐震基準の診断を実施し、耐震性能を確認するとともに必要に応じた耐震補強を行います。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
水道普及率	%	99.7	100	給水区域内人口比
「上下水道」の町民満足度	%	47.8	48.8	アンケート調査により確認。 「満足」「やや満足」の合計

■主要事業

○上水道施設改修事業

3 下水道の整備

■現状と課題

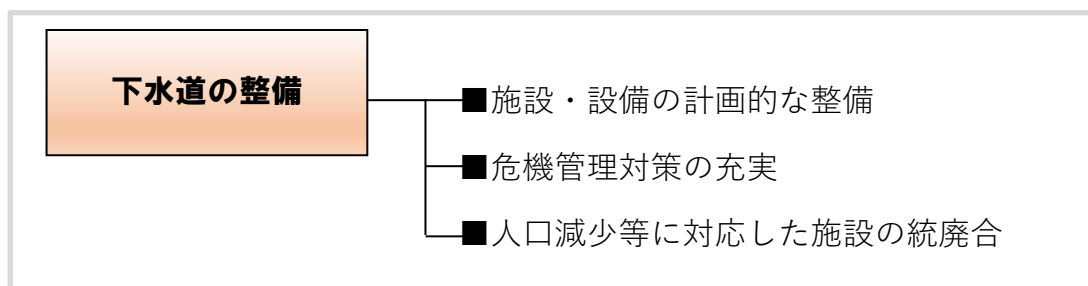


当町の下水道については、衛生的な生活環境を構築するため、下水道布設整備を推進していますが、更なる下水道加入率の向上を図る必要があります。

また、処理施設の合理化や効率的・効果的な施設整備、臭気対策の機能強化を推進し、下水道処理施設の適正な維持管理に努める必要があります。

大規模地震等により下水道機能が停止した場合、汚染による伝染病や二次災害が発生し、住民生活・地域社会へ大きな影響が生じるため、人命に関わる重要な施設・防災拠点及びその経路となる重要管路・処理施設等については、優先的に補強対策を講じ、下水道が果たす役割を確保するため、計画的に補強していく必要があります。

■施策の体系



■主要施策

(1) 施設・設備の計画的な整備

老朽化の著しい施設や管路・設備を計画的に整備します。

(2) 危機管理対策の充実

災害発生時の危機管理マニュアルとなる「下水道事業の業務継続計画」の見直しを行います。

また、見直しに合わせて、公共下水道・農業集落排水各施設における防災対策の強化について検証し、必要に応じた補強を計画的に行います。

(3) 人口減少等に対応した施設の統廃合

人口減少や過疎化を見据えた処理施設の統廃合を検討します。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
下水道加入率	%	78.0	90	下水道計画区域内加入人口比

■主要事業

- 下水道施設改修事業
- 流域関連公共下水道事業

4 環境衛生対策の充実

■現状と課題

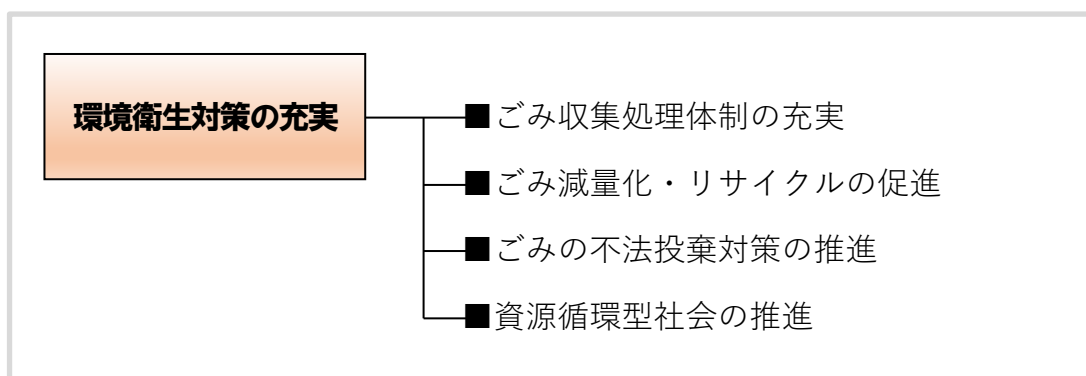


当町では、ごみの減量化、資源化等に取り組んでいますが、住民や事業者の理解や協力を得て、更なるごみの減量化やリサイクルの促進に一層取り組み、ごみをなるべく発生させない社会を目指していく必要があります。

その一方で、後を絶たない不法投棄の対策強化が必要です。

また、持続可能な社会を目指すため、地域ぐるみで資源循環の高度化に取り組むことが求められていることから、プラスチック資源の分別収集、食品ロス削減等に積極的に取り組み、廃棄物処理の広域化・集約的な処理等を実施する必要があります。

■施策の体系



■主要施策

(1) ごみ収集処理体制の充実

一般廃棄物の適正処理をより一層推進するため、収集方法等の合理化を図るとともに、広域連携によるごみ分別収集体制の充実を図ります。

(2) ごみ減量化・リサイクルの促進

ごみの減量化やリサイクルに対する住民や事業者の意識高揚を図り、自主的に取り組むごみの減量やリサイクル運動の更なる啓発を促すとともに、ごみをなるべく出さない地域づくりに努めます。

また、広報・啓発活動等を通じたごみ分別の徹底、3R²¹運動の推進によるごみ処理・リサイクル関連の充実を図ります。

(3) ごみの不法投棄対策の推進

不法投棄監視員による監視体制を強化するとともに、啓発活動等を通じて、ごみの不法投棄に関する住民意識の高揚を図り、不法投棄の監視・指導体制の強化や適正処理対策に努めます。

(4) 資源循環型社会の推進

町内の家庭や事業者において、環境に配慮した生活様式への更なる転換を進めるための啓発活動を推進するとともに、3Rの徹底と同時に持続性を高めるための再生可能資源への転換による、資源循環の高度化を目指します。

²¹ リデュース (Reduce : 減量)・リユース (Reuse : 再利用)・リサイクル (Recycle : 再資源化)。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
町民ひとり一日あたりのごみ排出量	g	966	940	一般廃棄物処理事業実態調査 及び県3Rアクションプログラ ム
リサイクル率	%	12.5	17	一般廃棄物処理事業実態調査 及び県3Rアクションプログラ ム
資源ごみ回収量	t	429.0	505.0	一般廃棄物実態調査 ※目標値：令和2年度実績の 10%

■主要事業

- ごみ減量分別促進事業
- ごみの不法投棄対策事業
- 資源ごみ回収再生利用促進事業

基本目標 6 みんなが主役のまちづくり

1 男女共同参画・人権尊重意識の推進

■現状と課題



一人ひとりが互いを尊重し合い心豊かに暮らすためには、性別・世代・生活環境などにとらわれることなく、それぞれの人権やライフスタイル、価値観を互いに認め合わなければなりません。

しかし、長年の社会的習慣として形成されてきた性別に基づく偏見や、固定的性別役割分担意識は、依然として家庭・職場・地域社会のあらゆる場に根強く残っているのが現状です。男女が社会のあらゆる分野において対等に参画し、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。そのため、しごとと生活の調和、女性のキャリア形成支援、家庭への男性の参加が求められています。

また、人権を尊重する社会づくりのためには、教育・啓発活動が大きな役割を果たすとともに、学校・家庭・地域の連携が一層重要になっています。

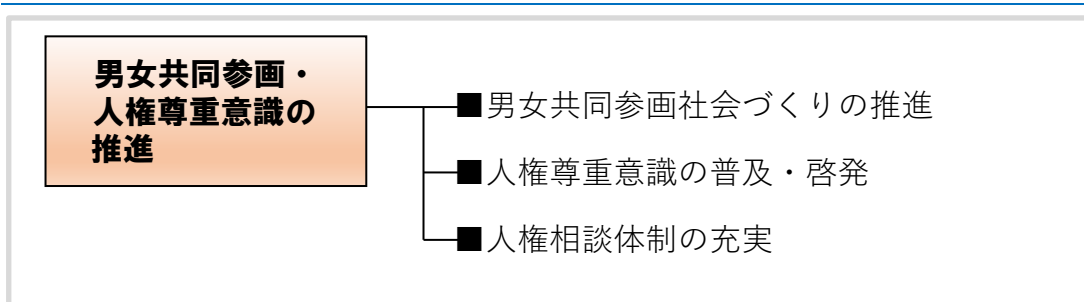
しかしながら、依然として子どもへのいじめや虐待、障がい者への理解不足など、様々な人権問題が存在しており、近年では、社会状況の変化に伴い、配偶者やパートナーからの暴力やインターネットを利用した人権侵害が数多く生じており、それぞれの課題解決に向けて継続的な取組が必要となっています。

虐待・いじめ・人間性が欠如した事件が増加・深刻化している昨今において、人権意識の啓発や身近に支援してくれる人権擁護委員の活動がますます重要となっています。

さらに、近年においては、LGBT²²等といった性的マイノリティの公表などにより、多様な性が認識されつつありますが、こうした現状への理解不足が懸念されます。

すべての人がお互いの人権を尊重し、ともに生きる社会づくりに向け、様々な機会を通じて男女共同参画、人権教育・啓発を推進する必要があります。

■施策の体系



■主要施策

(1) 男女共同参画社会づくりの推進

子育て支援の充実など、女性が社会参加しやすい環境の整備を推進し、男女がしごと・育児などを両立できる環境づくりや、まちづくりに女性の意見が反映されるよう、各種審議会委員等への女性の登用の拡充を図るなど、町政の政策立案等に関する男女共同参画の形成に努めます。

(2) 人権尊重意識の普及・啓発

住民一人ひとりが、人権を相互に尊重することの重要性を正しく理解するために、学校・社会・家庭の連携を緊密にして、人権尊重意識の普及・啓発に努めます。

²² レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害など心と体の性が一致しない人）の頭文字をとったもので、典型的とされる男女とは異なる“性のあり方”を持つ人たちのこと。

また、人権啓発活動ネットワークを活用し、法務局や人権擁護委員組織等が、それぞれの役割に応じて相互に連携協力し、人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進するよう努めます。

さらに、性的マイノリティの方々に対する適切な対応や理解の促進など、人権に関する様々な課題に取り組みます。

(3) 人権相談体制の充実

人権に関する課題解決のために、関係機関や人権擁護委員等と連携しながら、人権侵害の早期の把握や人権に関する相談体制の充実に努めます。

また、様々な人権侵害に対応できるよう通常の相談をはじめ、特設相談所の開設や法務局と連携を強化し、相談体制のネットワーク化を図ります。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
各種審議会等への女性委員 登用率	%	26.9	40.0	青森県男女共同参画等に係る 調査
人権合同相談開設回数	回	3	5	目標数
「男女共同参画」の 町民満足度	%	11.3	20.0	アンケート調査により確認。 「満足」「やや満足」の合計

■主要事業

- 人権啓発推進事業
- 男女共同参画推進事業

2 住民参画・協働推進体制の進展

■現状と課題



当町ではこれまで、各種委員会や審議会等への住民参画による行政計画の策定やパブリックコメント²³制度の導入など、住民が町政に関して提案・提言する機会を設けて、高度化、多様化する行政ニーズに対応しながら、住民と行政の協働によるまちづくりを進めてきました。

住民団体・民間企業等の主体が行政とともに責任と役割を担う取組に一定の進展はみられるものの、依然として地域の担い手不足による停滞が懸念されます。

「協働のまちづくり」を更に進めるためにも、住民と行政が現状を共通認識し、問題を洗い出し、課題の設定からその解決への取組と検証を行うまで、一連となる地域協働のまちづくり活動を推進する仕組みや制度を確立していくことが必要です。

また、地域への関わりや地域をもっと知ることが重要であり、子どもたちが町への理解と愛着を深める環境づくりが必要です。

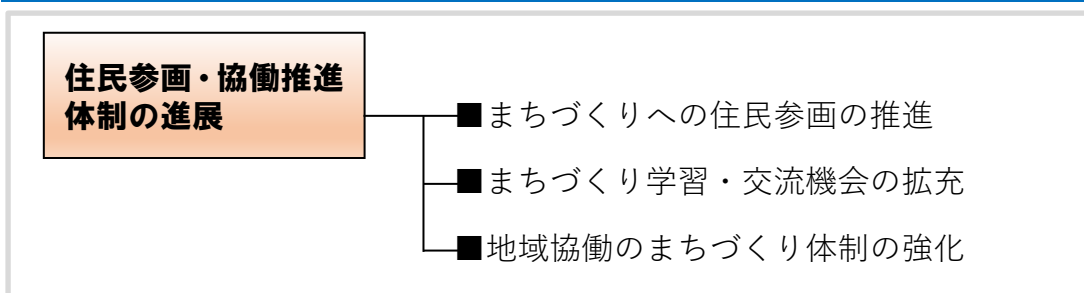
各種審議会委員の公募については、周知の工夫や新たな人材発掘など、より積極的に行う必要があります。

まちづくり団体交流事業については、ふじさき地域活性化助成金活用団体が活動報告を行い、意見交換をしながらお互いの活動を参考にするなど活発な交流が進んでいます。

今後は、まちづくりに取り組む新たな団体等を育成するため、交流事業への参加を促す必要があります。

²³ 行政が基本的な政策や制度を定める計画や条例を決める際に、あらかじめその案を公表し、一般から意見を募り、その意見を考慮して最終決定を行なう手続きのこと。

■施策の体系



■主要施策

(1) まちづくりへの住民参画の推進

住民同士が気軽に将来のまちづくりについて話し合う取組や、住民からの施策提言の機会の充実を図ることで、まちづくりに住民や団体が主体的に携わるための意識の更なる醸成を図ります。

また、各種審議会等委員の公募やパブリックコメントの実施を更に推進します。

(2) まちづくり学習・交流機会の拡充

まちづくりの先進的な活動事例等を広報紙や町ホームページで紹介するなど、まちづくりへの住民意識の高揚と郷土への愛着心の醸成を促進するとともに、まちづくりに関する学習機会や地域の再認識・再発見の機会、住民団体等の交流機会を拡充することにより、自らの活動の更なる活性化とまちづくり活動の仲間づくりを推進します。

(3) 地域協働のまちづくり体制の強化

住民団体やボランティア団体と行政とのパートナーシップ²⁴をより緊密にするため、お互いの取組を情報共有し、地域協働のまちづくり推進のための体制強化を図ります。

また、各団体がお互いの活動を通じてパートナーシップを築く取組を推進します。

²⁴ 協力関係や共同、提携のこと。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
各種審議会等の公募委員数	人	2	5	
まちづくり交流事業参加者数	人	—	60	※令和2年度中止

■主要事業

- 各種審議会公募委員登用事業
- まちづくり団体交流事業

3 地域活動・コミュニティ活動・ボランティア活動等の充実

■現状と課題

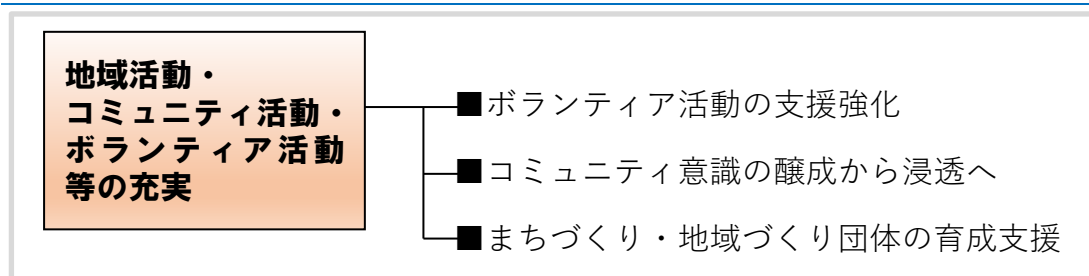


当町では、自立した地域づくりの支援に積極的に取り組んでいますが、核家族化、高齢化により価値観の多様化が進む中で、コミュニティ活動の基盤である町内会の共同意識や連帯感が薄れつつあります。

近年、地域ぐるみでの子育てや高齢者世帯に対する見守り、災害時における安否確認など、コミュニティ単位による自主的な活動の重要性が増す中で、地域活動の中心となるべき各町内会の組織を強化し、ともに助け合う機能や地域の課題を自ら解決していく組織づくりがますます必要となっています。

また、地域づくりを推進する上で有用なボランティア活動などの人材育成を支援するとともに、地域住民として積極的に地域行事へ参加し、地域への愛着心を育てる取組への支援が必要となっています。

■施策の体系



■主要施策

(1) ボランティア活動の支援強化

東日本大震災の経験から、住民一人ひとりがボランティア意識を高め、助け合いの精神を持ちながら暮らすことができるように、社会福祉協議会等と連携して、研修事業の実施や情報提供等の推進などの各種ボランティア支援事業を展開します。

また、中高生においては、町のイベントでボランティア活動することで、地域への愛着を深められるよう努めます。

(2) コミュニティ意識の醸成から浸透へ

住民のコミュニティ意識の醸成を図りながら、広く浸透させるためにも、地域社会における共助や協力の重要性と地域づくりの活動状況等に関する広報・啓発活動、情報提供を推進します。さらに、次世代を担うリーダーの育成と住民間のネットワーク拡大に向けた取組を推進します。

(3) まちづくり・地域づくり団体の育成支援

町内会やまちづくり団体等が自主的・継続的・発展的に活動が続けられるよう、助成金活用とその後の活動も含めた団体運営支援を図ります。

また、団体等へは、先進活動事例の情報提供や助言等のほか、NPO法人化や組織の強化拡大を図れるように支援体制を整備します。

さらに、コミュニティ活動の活性化が協働のまちづくりの推進に必要不可欠なことから、人材育成をはじめ、地域全体に協働の意識が浸透するようコミュニティづくりの一層の推進に努めます。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
地域活性化助成事業採択 件数	件	7	14	
ボランティア登録者数	人	3,333	3,600	
町内会等のまちづくり 活動に参加している町民 の割合	%	30.4	40.0	アンケート調査により確認。 「している」の割合

■主要事業

- まちづくり・地域づくり活動助成事業
- NPO活動支援事業
- ボランティア育成支援事業

4 情報公開と広報広聴の充実

■現状と課題

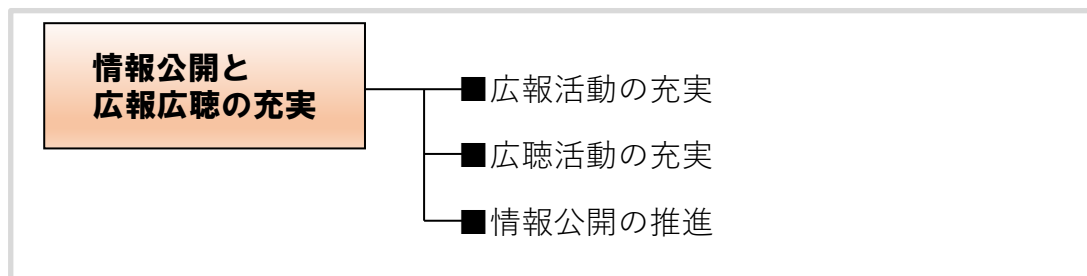


当町では、広報広聴の取組として、広報紙や町ホームページを通じた広報活動を推進するとともに、町政懇談会や座談会の開催、各種アンケート調査の実施等による広聴活動を行っているほか、町政意見箱や町ホームページからの意見等を聴取しています。

また、情報公開条例に基づく各種行政情報の公開に努めている一方、情報化社会の進展に対応した取組を検討する必要があります。

まちづくりや地域づくりの活性化のためには、住民と行政とが町の現状と将来について共有し、住民参画・協働の仕組みをつくりあげ情報発信していくことが重要です。

■施策の体系



■主要施策

(1) 広報活動の充実

広報紙については、住民が手に取りやすい紙面づくりに努め、町ホームページは最新情報を迅速にわかりやすい内容で提供できるように、庁内体制を整備します。

また、専用のウェブサイトにより、内容を特化した情報のより迅速な提供に取り組みます。

さらに、SNSなどの活用により、利用者にとって利用しやすいサイト運営と情報発信に努めます。

(2) 広聴活動の充実

町長と住民が一緒にまちづくりについて対話できる各種懇談会・座談会の実施を促進します。

また、町政意見箱や町ホームページは自由に意見を出せるメリットがあるため、積極的な活用を周知します。

さらに、SNSの活用など、意見・要望を出しやすい方法の導入を検討するなど、広聴活動の充実を図ります。

(3) 情報公開の推進

行政運営の透明性を確保し、住民への説明責任を果たすため、文書管理体制を更に強化し、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく円滑な情報公開を推進します。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
座談会の実施回数	回	—	4	※令和2年度中止
情報公開（開示）件数	件	2	3	

■主要事業

- 行政情報発信事業
- 懇談会・座談会実施事業
- 情報公開条例・個人情報保護法に基づく円滑な情報公開推進事業

5 行財政運営の充実と広域行政の推進

■現状と課題



厳しさを増す地方経済において、町税の収納率の向上は重要な課題であり、安定的な税収確保のため、納税者の利便性に配慮した窓口延長業務の実施や口座振替、コンビニエンスストアによる収納及びスマートフォン等による電子決済サービスによる収納体制の整備を進めています。

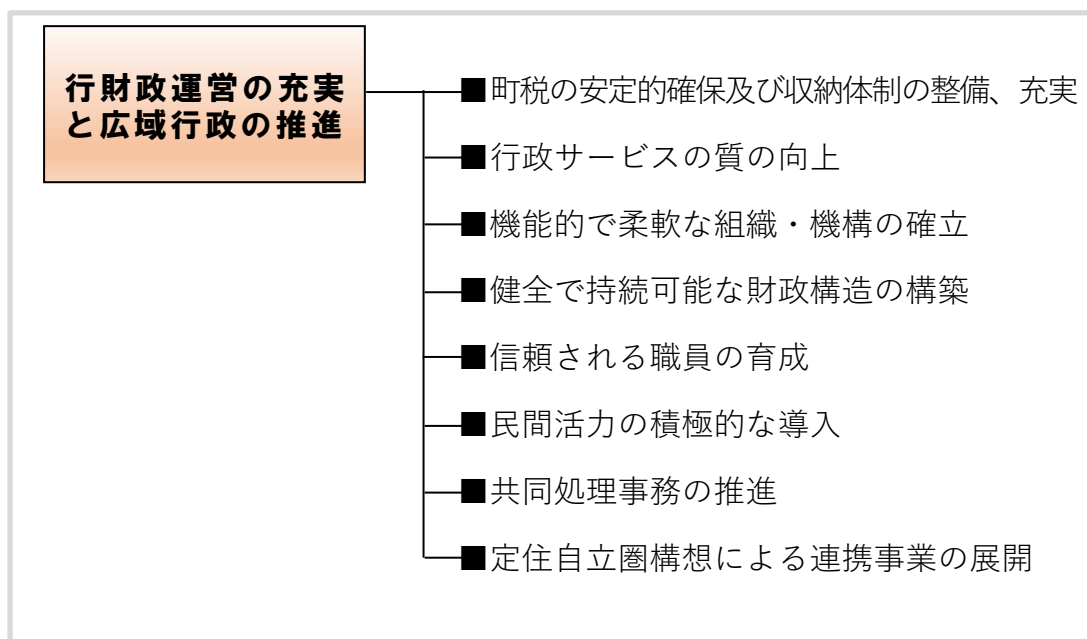
また、納税意識の高揚、啓蒙普及を目的とした町納税貯蓄組合は町税の納付に一定の成果を上げています。

さらに、行財政運営の効率化を図るため、行財政改革等により自主財源の確保等に努めながら、行政サービスの向上を図るため、常に住民の目線に立った行政サービスの内容、あり方について検討し続けます。ふるさと納税については、ネット上への記事掲載やクレジット決済等を活用し、納税額は年々増えています。

広域行政の推進については、消防や環境衛生、介護認定審査等において弘前圏域で共同処理事務を行い、事務の効率化を図るなど、多様化する住民ニーズに対応するため、圏域全体の活性化に努めています。

今後も、共同処理可能な業務を協議し、圏域体制強化による広域行政の推進など、今まで以上に行財政改革へ取り組むことに加え、歳入確保対策や人口減少対策、産業の活性化など真に必要な事業を厳選しながら、メリハリのある行財政運営を図る必要があります。

■施策の体系



■主要施策

(1) 町税の安定的確保及び収納体制の整備、充実

町税の適正な賦課・徴収により、自主財源の確保に努めます。

また、窓口延長業務の実施や口座振替、コンビニエンスストアによる収納及びスマートフォン等による電子決済サービスなど収納方法の拡充及び周知の徹底を図るなど、収納体制の整備、充実及び住民の利便性向上に努めます。

さらに、夜間納税相談による納期内納付等の促進及び誠意のない滞納者への対応強化を促進します。

(2) 行政サービスの質の向上

住民が求めるまちづくりの実現及び住民の行政に対する満足度の向上を図るため、住民や団体等が連携・協働することができる機会の拡大に努め、また、住民が気軽に利用でき、頼れる役場を目指します。

(3) 機能的で柔軟な組織・機構の確立

住民の要望に迅速かつ的確に対応するため、常に職員間全体で問題意識を持ち、住民の視点に立った改善を推進していきます。

また、今後も施設管理や業務委託のあり方、ICTを活用した業務改善について検討を行いながら、組織のスリム化や業務の効率化を図るとともに、より機能的な組織の整備及び適正な人員配置に努めます。

(4) 健全で持続可能な財政構造の構築

財政運営の基本である「最小の経費で最大の効果」を実現すべく、町単独事業の必要性の再検討、補助金負担金の見直し、公債費及び経常経費の抑制など更なる削減に努め、ふるさと納税の充実など積極的な財源の確保や受益と負担の適正化を推進するなど、次世代への負担軽減にも配慮した財政の健全化に取り組むことにより、持続可能な財政基盤の構築を目指します。

(5) 信頼される職員の育成

多様化・高度化する住民ニーズに応え、信頼される職員を育成するため、第2次藤崎町人材育成基本方針に基づく計画的な研修の実施や地域行事への積極的な参加によるコミュニケーションの促進等を図ります。

(6) 民間活力の積極的な導入

多様化・高度化する行政サービスの需要に的確に対応するため、行政事務のアウトソーシング²⁵や指定管理者制度の活用を更に進めるとともに、民間活力を活用できるような仕組みづくりを行い、住民サービスの向上を図ります。

²⁵ 業務の一部を外部に委託すること。

(7) 共同処理事務の推進

消防や環境衛生、介護認定審査等に関する共同事務については、広域での共同処理体制の維持・強化を図りながら、更に共同処理可能な事案を検討し、共同処理の一層の広域化を推進します。

(8) 定住自立圏構想等による連携事業の展開

弘前市を中心市とした弘前圏域定住自立圏構想により、圏域市町村が一体となって連携事業の展開を図るとともに、事業によって連携強化のできる市町村と相互に役割を分担しながら、更に活発な連携事業を展開できるよう努め、圏域全体の活性化を図りながら広域的な事業連携を推進します。

■主な成果指標

指標名	単位	令和2年度 (実績)	令和8年度 (目標)	数値の根拠等 (測定・取得の方法)
町税収納率	%	95.09	95.69	令和2年度実績に毎年0.1%増
実質公債費比率	%	13.2	13.0	
将来負担比率	%	55.1	55.0	
ふるさと納税納付者件数	件	14,216	19,975	※寄附金額 令和2年度(実績) 177,914,510円 令和8年度(目標) 250,000,000円
研修参加職員数	人	50	60	前期目標値の約5%増
定住自立圏連携事業数	事業	14	18	

■主要事業

- 納税相談事業
- スマートフォン等収納システム導入事業
- 職員研修事業
- ふるさと納税事業
- 弘前圏域定住自立圏関連事業

資料編

策定経過

年月日	概要
令和3年 7月30日（金）	藤崎町総合計画審議会令和3年度第1回会議 ・藤崎町第2次第総合計画後期基本計画の策定について
令和3年 8月5日（木）	藤崎町第2次第総合計画後期基本計画策定のためのアンケート調査 ・18歳以上の町内居住者1,200人に配布、回収率34.0%
令和3年 10月6日（水）	藤崎町総合計画審議会令和3年度第2回会議 ・町民アンケート調査の結果について ・藤崎町第2次総合計画後期基本計画の基本方向について
令和3年 10月15日（金）	藤崎町総合計画策定庁内プロジェクト・チーム ・藤崎町第2次総合計画後期基本計画シート作成
令和3年 11月24日（水） ～11月25日（木）	藤崎町総合計画策定庁内プロジェクト・チーム ・藤崎町第2次総合計画後期基本計画策定に係るヒアリング
令和3年 12月21日（火）	藤崎町総合計画策定庁内プロジェクト・チーム ・藤崎町第2次総合計画後期基本計画（素案）の確認
令和4年 1月11日（火）	藤崎町総合計画審議会令和3年度第3回会議 ・諮問 ・藤崎町第2次総合計画後期基本計画（素案）について
令和4年 1月14日（金）	パブリックコメント予告（広報ふじさき及び町ホームページ）
令和4年 1月28日（金）	藤崎町総合計画審議会令和3年度第4回会議（書面開催） ・藤崎町第2次総合計画後期基本計画（修正案）について

年月日	概要
令和4年 2月1日（火） ～2月15日（火）	パブリックコメントの実施 ・町内公共施設2か所（役場本庁舎、常盤生涯学習文化会館）及び町ホームページで、藤崎町第2次総合計画後期基本計画（素案）に関する意見を募集
令和4年 2月25日（金）	藤崎町総合計画審議会令和3年度第5回会議（書面開催） ・藤崎町第2次総合計画後期基本計画（素案）に関する意見募集の実施状況及び対応について ・藤崎町第2次総合計画後期基本計画（素案）の答申案について ※藤崎町総合計画審議会会長より町長へ答申
令和4年 3月2日（水）	藤崎町議会議員全員協議会で藤崎町第2次総合計画後期基本計画の説明（報告）

藤崎町第2次総合計画後期基本計画(素案)について(諮問)

藤経戦第1686号
令和4年1月11日

藤崎町総合計画審議会
会長 成田 全弘 殿

藤崎町長 平田 博幸

藤崎町第2次総合計画後期基本計画(素案)について(諮問)

藤崎町第2次総合計画後期基本計画を定めるにあたり、別添のとおり、計画素案を策定しましたので、貴審議会のご意見を賜りたく、ここに諮問いたします。

藤崎町第2次総合計画後期基本計画(素案)について(答申)

令和4年2月25日

藤崎町長 平田博幸様

藤崎町総合計画審議会
会長 成田全弘

藤崎町第2次総合計画後期基本計画(素案)について(答申)

令和4年1月11日付藤経戦第1686号にて諮問のありました藤崎町第2次総合計画後期基本計画(素案)について、当審議会では慎重に審議した結果、当町の目指すべき将来像である「みんなで築く 希望に満ち、活力があふれるまち ふじさき」の実現に向けた、持続可能なまちづくりの基本指針として適切であると認め、審議の過程で提起された下記の意見を付して、答申します。

記

- 1 藤崎町第2次総合計画は町の最上位計画と位置づけられているものであるが、「後期基本計画」と「地方創生」「SDGs」を一体的に推進し、持続可能なまちづくりを目指すこと。
- 2 本計画の実行に当たっては、住民の積極的なまちづくりへの参画や理解と協力を得ながら、住民と行政の協働により進めること。
また、まちづくりに関わる人材育成のほか、地域や広域での積極的な連携を促進すること。
- 3 特に重点的・戦略的に取り組む「重点プロジェクト」については、施策ごとに関係する部署が積極的かつ横断的に連携し推進すること。

藤崎町総合計画審議会委員名簿

藤崎町総合計画審議会委員名簿

【任期：令和2年8月1日～令和4年7月31日】

No.	役職名	氏名	区分	機関・団体名・役職等	
1	会長	成田 全弘	知識経験を有する者	藤崎町社会福祉協議会事務局長	
2	会長職務代理者	高谷 和也	知識経験を有する者	(一社) たかはるコミュニティベースト代表	
3	委員	奈良 完治	町議会議員		
4	委員	阿部 祐己	町議会議員		
5	委員	三上 博之	公共的団体等の役員 及び職員	つがる弘前農業協同組合理事	
6	委員	工藤 友良		津軽みらい農業協同組合理事 (任期：R3.9.24まで)	
7	委員	山内 壮一郎		津軽みらい農業協同組合理事 (任期：R3.10.1から)	
8	委員	鎌田 兼視		藤崎町商工会会長	
9	委員	高木 アツ子		藤崎町婦人会会長	
10	委員	木村 英伸		藤崎町町内会連合会会長	
11	委員	藤田 則明		藤崎町文化協会事務局長	
12	委員	三上 優香里		藤崎町スポーツ協会事務局長	
13	委員	村上 晃聖		知識経験を有する者	前藤崎町連合PTA会長
14	委員	佐藤 裕也			藤崎をロックに奮わす会代表 (まちづくり)
15	委員	村上 和子	藤崎町地域子育て支援センター所長		
16	委員	吉田 浩祐	若手農業者の会ワゲモンドメンバー		
17	委員	一戸 修一	公募による町民		

藤崎町総合計画策定庁内プロジェクト・チーム委員名簿

藤崎町総合計画策定庁内プロジェクト・チーム委員名簿

No.	所 属	役 職	氏 名	備 考
1		副町長	五十嵐 晋	座長
2	経営戦略課	課 長	葛西 昭仁	副座長
3	総務課	課長補佐	三浦 良彦	
4	経営戦略課	課長補佐	石澤 岩博	
5	財政課	課長補佐	桂 航一郎	
6	税務課	課長補佐	境 輝幸	
7	住民課	課長補佐	石井 孝	
8	福祉課	課長補佐	佐々木 涉	
9	農政課	課長補佐	舘田 康彦	
10	建設課	課長補佐	鳴海 浩司	
11	上下水道課	課長補佐	舘岡 孝志	
12	学務課	課長補佐	木村 文徳	
13	生涯学習課	課長補佐	神 秀樹	

◇発行：令和4年3月 青森県藤崎町

〒038-3803 青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地

TEL.0172-75-3111（代表）/FAX. 0172-75-2515

ホームページアドレス <http://www.town.fujisaki.lg.jp/>

◇制作協力：株式会社ぎょうせい 東北支社